

令和5年度第1回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会

日時 令和5年6月12日（月）14：00～16：00

場所 横浜市役所18階会議室（みなと1・2・3）

次 第

1 開会

2 協議事項

- (1) 横浜市福祉有償移動サービス運営指針改定について 【資料1-1～2】
- (2) 道路運送法第79条新規登録申請に係る協議（1団体） 【資料2、資料3】
- (3) 道路運送法第79条登録団体の運賃変更に係る協議（1団体） 【資料4】
- (4) 道路運送法第79条登録団体の更新登録申請に係る協議（8団体）
【資料5、資料6、資料7-1～8】

3 報告事項

- (1) 道路運送法第79条登録団体の変更報告 【資料8】
- (2) 福祉有償移動サービスにおける安全確保の確認について 【資料9】
- (3) 行政処分等に係る通知の報告（1団体） 【資料10-1～2】
- (4) 福祉有償移動サービス実施団体の横浜市ホームページへの掲載について 【資料11】
- (5) 令和4年度第3回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会議事録 【資料12】

次回、令和5年度第2回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会は、令和6年1月頃に開催を予定しています。

横浜市福祉有償移動サービス運営協議会 委員名簿

任期: 令和5年4月1日から令和6年3月31日

	選出分野	団体等	氏名 (敬称略)
1	横浜市健康福祉局の職員	地域福祉保健部長	ウチダ サツコ 内田 沢子
2	一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体	神奈川県個人タクシー協会 副会長	カドタニ マサト 門谷 真人
3		一般社団法人神奈川県タクシー協会 副支部長	フジイ カイチロウ 藤井 嘉一郎
4	住民又は旅客	青葉区介護者の会 介護者サポート「ほっと青葉」	ウメハラ コミコ 梅原 由美子
5		特定非営利活動法人神奈川県難病団体連絡協議会 事務局長	タカノ ハジメ 高野 元
6		横浜市心身障害児者を守る会連盟 副代表幹事	クマサカ ヤスシ 熊坂 康
7		公益社団法人横浜市身体障害者団体連合会 理事長	シライシ ユキオ 白石 幸男
8		特定非営利活動法人横浜市精神障害者家族連合会 副理事長	イクミ エツコ 井汲 悦子
9	国土交通省地方運輸支局の職員	国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局 首席運輸企画専門官	ヒラタ シンイチ 平田 伸一
10	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	全神奈川ハイタク労働組合連絡会議 議長	ミズノ キヨシ 水野 潔
11	市内において、現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等	特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会 理事長	ハットリ カズヒロ 服部 一弘
12	学識経験のある者	学校法人愛知東邦大学人間健康学部	ニシオ アツシ 西尾 敦史
13	地域のケアマネジャーや保健師等の有資格者	一般社団法人横浜市介護支援専門員協議会	スズモト マサル 鈴木 勝
14		横浜市野庭地域ケアプラザ 看護師	モミヤマ アツコ 糀山 敦子
15	ボランティア団体に所属する者	認定特定非営利活動法人市民セクターよこはま 理事	ヤマノウエ ケイコ 山野上 啓子

横浜市福祉有償移動サービス運営協議会運営要綱

制 定 平成 16 年 11 月 11 日 福高在第 262 号（副市長決裁）

改 正 令和 2 年 4 月 1 日 健福第 158 号（局長決裁）

（目的）

第 1 条 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定による設立の認証を受けたものをいう。以下「NPO」という。）等が道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）（以下「法」という。）第 79 条に基づく登録（法第 79 条の 6 第 1 項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第 79 条の 7 第 1 項の規定に基づく変更登録を含む。以下同じ。）を経て行う福祉有償運送（以下「福祉有償移動サービス」という。）について、その必要性並びに適正な実施等について協議することを目的とした横浜市福祉有償移動サービス運営協議会（以下「協議会」という。）の運営その他必要な事項について定めるものとする。

（協議事項）

第 2 条 協議会は、次の事項について協議する。

- （1）NPO等が実施する福祉有償移動サービスの必要性について
- （2）NPO等が実施する福祉有償移動サービスの適正実施について
- （3）NPO等が法第 79 条に基づく登録を申請する場合における旅客から収受する対価について
- （4）法第 79 条の 12 第 1 項第 4 号の規定による合意の解除について
- （5）その他会長が必要と認めることについて

（組織）

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者に健康福祉局長が就任を依頼する。

- （1）横浜市健康福祉局の職員
- （2）一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- （3）住民又は旅客
- （4）国土交通省地方運輸支局の職員
- （5）一般旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体
- （6）市内において、現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等
- （7）学識経験のある者
- （8）地域のケアマネジャーや保健師等の有資格者
- （9）市民活動支援団体に所属する者

（任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任

期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 協議会に会長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、次の各号の事由に該当する場合に会長が招集する。

(1) 法第79条に基づく登録の申請が予定される時。

(2) 重大事故等、福祉有償移動サービス事業実施上の問題が発生したとき。

(3) その他会長が必要と認めるとき。

2 協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければこれを開くことができない。

3 会議の協議事項は、出席委員の合議によりこれを決することを原則とする。

なお、協議が整わないときは、委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。この場合において、第3条第2項第6号に該当する委員は、自らが行う福祉有償移動サービスの可否の議決には加わることはできない。

4 やむを得ない理由のため会議に出席できない委員は、同一の団体又は機関に所属する者を代理人として出席させ、会議及び表決を委任することができる。ただし、会長、第5条第3項に該当する委員を除く。

5 会長は、協議会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開とする。

(書面の郵送による議決)

第8条 会長は、法第79条の6第1項に定める有効期間の更新の登録に係るとき、または、協議会の運営上必要があると認めるときは、協議会の開催に代えて書面の郵送により意見の聴取を行い、協議を調えることができる。この場合においては、全ての委員からの意見聴取及び賛否の意向の確認を行うものとし、議事概要を作成して公表する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課が処理する。

(連絡・相談窓口)

第10条 福祉有償移動サービスに関する相談、苦情、その他に対応するため、健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課を連絡・相談窓口とする。

(守秘義務)

第11条 協議会の委員は、個人情報その他業務上知りえた秘密を他に漏らしてはならな

い。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年11月11日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に委嘱された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず平成18年3月31日までとする。
- 3 この要綱の施行後最初の協議会は、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年11月29日から施行する。
- 2 この要綱の改正より、新たに増員された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず平成20年6月19日とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の改正により、就任を依頼された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず平成26年3月31日までとする。
- 3 この要綱の施行後最初の協議会は、健康福祉局長が招集する。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

【資料 1-1】

横浜市福祉有償移動サービス運営指針

平成 16 年 11 月 29 日 横浜市福祉有償移動サービス運営協議会
最近改正 令和 5 年 月 日 横浜市福祉有償移動サービス運営協議会

1 目的

本指針は、特定非営利活動法人等による有償のボランティア移動サービス（道路運送法施行規則第 51 条に規定する福祉有償運送、以下「福祉有償移動サービス」という。）に係る道路運送法（昭和 26 年 6 月 1 日法律第 183 号）第 79 条による登録（以下「79 条登録」という。）に先立ち必要とされる、横浜市福祉有償移動サービス運営協議会（以下「横浜市運営協議会」という。）における協議事項に関する方針を定めることで、登録申請団体からの協議を円滑に行うことを目的とする。

2 実施主体

公共交通機関の利用による移動が困難な者を対象として、福祉有償移動サービスを実施しようとする団体（以下「実施主体」という。）は、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会、営利を目的としない法人格を有しない社団（自治会・町内会等）のいずれかであることを条件とする。

79 条登録を受けたとみなされる実施主体においては、従前のおりとする。

3 横浜市と実施主体間での事前調整

実施主体は、登録申請に伴い提出すべき書類の一切を事前に用意し、横浜市運営協議会を主宰する横浜市に対して提出しなければならない。{横浜様式 1（更新登録申請の場合は横浜様式 2）及び別紙に定める様式等} また、事業者協力型自家用有償旅客運送を行おうとするときは、協力する一般旅客自動車運送事業者の氏名又は名称及び住所を登録申請書に記載しなければならない。

運送の区域に横浜市を追加する場合の変更登録申請も同様とする。{横浜様式 3 及び別紙に定める様式等}

4 対象者

(1) 対象者の範囲

福祉有償移動サービスの対象者は、あらかじめ会員として登録された次に掲げる者及びその介助者・付添人、又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者であって、規定するイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トの区分のうち、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者であって、

イ 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 4 条に規定する身体障害者

ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 5 条に規定する精神障害者

ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 2 条第 4 号に規定する知的障害者

ニ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 19 条第 1 項に規定する要介護認定を受けている者

- ホ 介護保険法第 19 条第 2 項に規定する要支援認定を受けている者
- へ 介護保険法施行規則第 140 条の 62 の 4 第 2 号の基準（基本チェックリスト：平成 27 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 197 号）に 該当する者
- ト その他肢体不自由、内部障害（~~人工血液透析を受けている場合を含む。~~）、精神障害、知的障害、難病（障害者総合支援法で定める疾病）、その他の障害（自閉症、学習障害などの発達障害等）を有する者

(2) 対象者の判断

前項ロ、ハ、ホ、へ及びトに規定する対象者に福祉有償移動サービスを提供する場
合については、実施主体において、介護保険被保険者証又はその障害又は疾病を証す
る書類（愛の手帳及び精神障害者保健福祉手帳のほか、難病患者にあつては公費負担
助成決定通知等の写し、あるいは診断書等）を添付した会員名簿を用意するとともに、
横浜市が対象者の移動制約状況等を確認するものとする。

実施主体においては、会員の氏名、住所、年齢及び移動上の制約状況、その他必要
な事項を記入した会員登録簿を作成し、適切に管理するものとする。

なお、実施主体は、横浜市及び横浜市運営協議会から会員登録簿の閲覧の要求があつ
た場合には、閲覧に応じなければならないものとする。

5 運送の区域

福祉有償移動サービスの発地又は着地のいずれかが横浜市内にあることを要するも
のとする。

なお、『自宅→市外病院 1 →市外病院 2 』、または『市外病院 1 →市外病院 2 →自宅』
といったサービスの場合は、一連のサービスとして計画されたものであれば実施可能と
する。

また、サービス全体が市外で提供されるものは、横浜市運営協議会の協議対象とはな
らない。別途当該市町村運営協議会に協議すべきものとなる。

6 複数乗車

福祉有償移動サービスは、透析患者の透析のための輸送、身体障害者、知的障害者、
精神障害者の施設送迎等であつて横浜市運営協議会が必要と認めた場合には、1 回の運
行で複数の旅客を運送すること（以下、「複数乗車」という。）ができるものとする。

7 使用車両

(1) 車両の種類

福祉有償移動サービスにあつては、次の設備を有する車両（乗車定員 11 人未満の自
動車であつて、福祉有償運送を実施する間、申請者が使用権原を有するものに限る。）
を使用するものとする。

ア 寝台車：車内に寝台（ストレッチャー）を固定する設備を有する自動車

イ 車椅子車：車椅子の利用者が車椅子のまま車内に乗り込むことが可能な自動車であ
つてスロープ又はリフト付きの自動車

ウ 兼用車：ストレッチャー及び車椅子の双方に対応した自動車

エ 回転シート車：回転シート（リフトアップシートを含む。）を備える自動車

オ セダン等（貨物運送の用に供する自動車を除く。）

なお、運行委託先の事業者が保有する事業用自動車の持込みは、以下に留意して行
うものとする。

ア 運送事業における事業計画及び運行計画に定めるところに従い行う業務に支障のない範囲であること。

イ 自家用自動車を使用して行う自家用有償旅客運送を補完するものであること。

(2) 福祉車両の必要性の有無等

実施主体が、オに該当する車両のみで福祉有償移動サービスを行う場合においては、横浜市が利用者及び利用者に対応した福祉車両の必要性の有無等について確認を行い、横浜市運営協議会で報告を行う。

なお、上記については、メーカー装備を基本とし、各実施主体において同様の設備を独自に施している場合には、車検完了を条件に横浜市運営協議会の中で判断するものとする。

(3) 使用権原

使用する車両の使用権原（所有権、貸借権等の使用権）は、実施主体が有するものとする。

運転者として協力する者が自己の車両を持ち込み、福祉有償移動サービスの提供を行う場合は、その車両の使用について実施主体との間に使用貸借等の契約を交わし、その契約書を添付して協議を受けるものとする。

なお、当該契約には、福祉有償移動サービスの管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について実施主体が責任の一切を負うことが明確に記されている必要がある。

また、利用者に対しては、事故発生時及び苦情の対応に係る実施主体の責任者及び連絡先がわかるよう表示する必要がある。

(4) 使用権原を証する書類の保存

実施団体は、使用権原を証する書類として、下記の書類を整え、保存しなければならない。

ア 自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧（参考様式第イ号）

イ 自動車検査証

ウ 福祉有償運送に係る自家用自動車の提供と使用に関する契約書等

8 運転者

(1) 運転者の要件

運転者は、道路交通法に規定する第二種運転免許を取得している者、又は道路交通法に規定する第一種運転免許を取得しており、かつ、その効力が申請から過去2年間において停止されていない者であって、次に掲げるいずれかの要件を備えている者とする。

ア 国土交通大臣が認定する講習を修了していること。

イ アに掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。

（例：ケア輸送サービス従事者研修）

(2) セダン型車両を運転する場合の要件

福祉車両以外の自動車（セダン型車両）を使用して福祉有償移動サービスを行う場合、運転者は前項に規定する要件に加え、次に掲げる要件のいずれかを備える者又は同様の要件を備えた者が同乗しなければならない。

ア 社会福祉士及び介護福祉士法に規定する介護福祉士の登録を受けていること。

イ 国土交通大臣が認定する講習を修了していること。

ウ ア及びイに掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えてい

ること（例：ケア輸送サービス従事者研修）。

(3) 運転免許の効力が停止されていないことを証する書類の提出

運転者は、運転記録証明書を実施主体に提出し、実施主体が協議の際に運転者名簿と合わせて横浜市に提出するものとする。

(4) 受講修了を証明する書類の写しの提出

修了証等受講修了を証明する書類の写しを協議の際に提出するものとする。

なお、実施主体は、運転者氏名、住所、自動車免許の種別及びその他必要な事項を記入した運転者名簿を作成し、適切に管理するものとする。

(5) 運転者名簿の閲覧

実施主体は、横浜市及び横浜市運営協議会から運転者名簿の閲覧の要求があった場合には、閲覧に応じなければならないものとする。

(6) 事業者協力型自家用有償旅客運送を行う場合に当たっての書類提出

事業者協力型自家用有償旅客運送を行う場合にあっては、(3)及び(4)に掲げる書類について、様式第5号に定める宣誓書をもって代えることができる。

9 損害賠償措置

(1) 任意保険等への加入

福祉有償移動サービスに使用する車両全てに、以下の要件を全て満たす任意保険若しくは共済（搭乗者傷害を対象に含むものに限る。）に加入していなければならない。

ア 対人無制限及び対物 1,000 万円以上（免責額を除く。）であること。

イ 運転者の法令違反が原因の事故について補償が免責となっていないこと。

ウ 保険期間中の保険金支払額に制限がないこと。

エ 賠償額に対する一定割合の負担額その他の負担額のないものであること。

(2) 使用貸借契約書等による確認

運転者として協力する者の持ち込み車両については、加入する任意保険等が、福祉有償移動サービス提供時の事故等を補償措置の対象としない場合も想定されることから、実施主体に責任があることを踏まえ、確実にサービス提供時の補償が確保されていることが必要である。

実施主体は、使用貸借契約書等にて上記要件を確認するものとする。

10 福祉有償移動サービスの対価

福祉有償移動サービスの対価については、国通達に定める運送の対価（距離制、時間制、定額制運賃）と運送の対価以外の対価（迎車料、待機料、その他の料金）のともに実費の範囲内であり、かつ営利を目的としていると認められない妥当な範囲内であることを原則とする。

対価の算定方法については、合理的な方法により定められ、利用者にとっても明確であることを必要とする。

(1) 運送の対価

距離制、時間制、定額制のいずれの方法も選択しうるが、それぞれ横浜市を交通圏域として設定されるタクシー料金の概ね2分の1の範囲内であること。

(2) 運送の対価以外の対価

ア 迎車料及び待機料については、他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと認められる範囲内であること。

イ その他の料金（介助料、添乗料、ストレッチャー・車椅子使用料等）については、

その金額が、提供されるサービスの具体的な内容、他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと認められる範囲内であること。

ウ 団体の会費については、原則対価には含めないものとする。

(3) 対価の設定方法

運送の対価の算定にあたっては、走行メーターの設置による方式や、事前に発地から目的地までの距離について、市販の地図検索ソフト等の利用による距離を算出することや、実走時のトリップメーターにより算出するなど、明確かつ合理的な距離を提示して行うこと。

介助料、添乗料、ストレッチャー・車椅子使用料等については、事前にサービス内容、金額を利用者に説明するとともに、利用者にとって明確かつ合理的な内容でなければならない。

運送の対価がタクシー料金の概ね2分の1の範囲を超える場合には、実施主体は運送の対価の設定の理由、運送の対価が実費の範囲内であり、かつ営利を目的としていると認められない妥当な範囲内となる根拠を示し、個別に横浜市運営協議会において協議を行うものとする。

(4) 複数乗車における対価

複数乗車の対価については、旅客1人ずつから収受する対価が明確に定められており、かつ、自動車の最大乗車定員又は平均乗車人数（平均乗車人員が算出できる場合）で走行した場合における対価の総額が、同一距離又は時間を運行した場合におけるタクシー運賃の額と比較して概ね2分の1の範囲内であること。

(5) 福祉有償移動サービスの対価の変更

福祉有償移動サービスの対価の変更を行おうとする場合、実施主体は、横浜市運営協議会において協議を行う必要があるため、横浜市に対して料金の変更案を提出しなければならない。〔横浜様式5及び別紙に定める書類〕

11 管理運営体制の確保について

実施主体においては、輸送の安全及び旅客の利便を確保するため、以下の措置が取られていることを要するものとし、書面をもって横浜市運営協議会で確認を行う。

(1) 7に規定する福祉有償移動サービスに必要な自動車の保有がなされていること。

(2) 8に規定する運転者その他の乗務員の確保がなされていること。

(3) 運行管理責任者が選任されており、運行管理体制の整備がなされていること。なお、事業者協力型自家用有償旅客運送にあつては、運上管理の責任者は当該協力事業者の運行管理者でなければならないものとする。

(4) 自動車を5台以上（持ち込み車両含む。）管理する事務所の場合、事務所ごとに次の要件のいずれかを満たす運行管理責任者が必要数選任されていること。

ア 運行管理者資格証の交付を受けた者

イ 自動車事故対策機構が実施する運行管理者基礎講習を受講した者

ウ 安全運転管理者証の交付を受けた者

エ 国土交通大臣がイ又はウと同等以上の能力を有すると認める者

なお、アについては、車両数が39台までは1人、79台までは2人必要（以降40台ごとに1人必要）とし、イ～エについては、車両数が19台までは1人、39台までは2人必要（以降20台ごとに1人必要）とする。

(5) 整備管理体制の整備がなされていること。なお、事業者協力型自家用有償旅客運送にあつては、整備管理の責任者は当該協力事業者が選任する者でなければならないも

のとする。

- (6) 事故が発生した場合の対応に係る責任者が選任されており、かつ、連絡体制の整備がなされていること。なお、運行に関する委託を行っている場合にあっては、委託先も含めた連絡体制の整備を求めるものとする。
- (7) 9に規定する自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置がなされていること。
- (8) 次の事項については、実施主体において実施するものとする。
 - ア 運転者に対し、安全運転を行うことのできないおそれの有無を確認し、安全確保のための必要な指示を与えた記録を行い、保存すること。
 - イ 乗務記録を作成し、保存すること。
 - ウ 運転者台帳を作成し、事務所に備え置くこと。
 - エ 運転者証を作成し、併せて料金表（旅客から収受する対価）を旅客に見やすいように車内に掲示すること。
 - オ 事故及び苦情が発生した場合、その記録を行い、保存すること。
 - カ 福祉有償移動サービスを行う場合、車両に国通知で定める表示を行うこと。
 - キ 福祉有償移動サービスを行う場合、登録証の写しを車両に備え置くこと。
- (9) 変更登録の申請について
以下に掲げる事項を変更しようとする場合は、変更登録の申請（様式第2-3号）及び別紙に定める書類を添付し、横浜市運営協議会を主宰する横浜市に対して提出しなければならない。
 - ア 運送の区域の拡大又は変更
 - イ 事業者協力型自家用有償旅客運送を行うかどうかの別の変更
 - ウ 旅客の範囲の変更（旅客の範囲の拡大）
- (10) 軽微な事項の変更の届出等
登録後、次の事項を変更したときは、30日以内に届け出るものとする。{横浜様式6及び別紙に定める様式等}
 - ア 法人の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - イ 運送の区域が減少する場合（横浜市での運送を廃止するが、県内の他市町村では引き続き運送を行う場合）
 - ウ 事務所の名称及び位置
 - エ 車両の増車、減車及び種類の変更を伴う車両の入替
 - オ 旅客の範囲（旅客の範囲の縮小）
 - カ 事業者協力型自家用有償旅客運送に係る協力事業者の氏名又は名称、住所
 - キ 業務（神奈川県内全域）の廃止
- (11) 重大な事故及び苦情報告
人身事故（搭乗者を含む。）及び重大な物損事故並びに乗降介助中の事故（医療機関で受診を要したもの）については、実施主体責任者から、横浜市へ書面（横浜様式7）により、速やかに報告することとする。
利用者等からの苦情のうち、制度に関わるもの、他の実施主体にも影響のあるもの及び当該実施主体では対応困難なものについては、横浜市へ書面（横浜様式8）により、速やかに報告することとする。
横浜市が、利用者からの苦情及び苦情に関する情報を受けたときは、実施主体の苦情処理責任者に連絡するとともに、解決に向けての相談に応じることとする。
- (12) 責任

事業実施上の諸課題等についての責任は実施主体が負うものとする。

(13) 登録後の指導

実施主体は、登録後、前年の4月1日から3月31日までの輸送実績、事故件数などを記載した輸送実績報告書（国「様式第6号」）を毎年5月31日までに、横浜市に書面で報告することとする。

運行委託先の事業者が保有する事業用自動車を利用した事業の実施については、同じく前年の4月1日から3月31日までの輸送実績、事故件数などを記載した輸送実績報告書（国「様式第2-6号」）を毎年5月31日までに、横浜市に書面で報告することとする。

また、横浜市は実施主体に対して、横浜市運営協議会の協議を踏まえた指導・助言に基づいて、当該福祉有償移動サービスの運営改善を指導し、指導結果を横浜市運営協議会へ報告することとする。

12 欠格事由

79条登録の適用を受けようとする者は、次のとおり道路運送法第79条の4第1項から第4項の欠格事由に該当する者でないことを要する。

- (1) 申請者が1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者であるとき。
- (2) 申請者が第79条の12の規定による登録の取消しを受け、取消しの日から2年を経過していない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が、発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者で、当該取消しの日から2年を経過していないものを含む。）であるとき。
- (3) 申請者が自家用有償旅客運送の業務に関し、成年者と同一の能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合において、その法定代理人が前2号のいずれかに該当する者であるとき。
- (4) 申請者が法人である場合において、その法人の役員が前3号のいずれかに該当する者であるとき。

13 協議が調った場合の書類交付

横浜市は、79条登録の申請（登録、更新、変更、対価の変更）について横浜市運営協議会の協議が調った場合には、当該実施主体に書類（国「様式第2-5号」）を交付するものとする。

14 その他

会長は、横浜市運営協議会の円滑な運営のため、本指針に定める事項に変更の必要が生じたときは、横浜市福祉有償移動サービス運営協議会運営要綱第12条の規定に基づき、横浜市運営協議会に諮り変更を行うことができる。

【資料 1-2】

1 改正の概要

旅客の範囲「ト」について、現行の制度・運用に基づく内容を記載するため、横浜市福祉有償移動サービス運営指針の内容を一部変更します。

2 新旧対照表

旧	新
<p>4 対象者</p> <p>(1) 対象者の範囲</p> <p>福祉有償移動サービスの対象者は、あらかじめ会員として登録された次に掲げる者及びその介助者・付添人、又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者であって、規定するイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トの区分のうち、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者であって、</p> <p>イ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体障害者</p> <p>ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条に規定する精神障害者</p> <p>ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条第4号に規定する知的障害者</p> <p>ニ 介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者</p> <p>ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者</p> <p>ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(基本チェックリスト:平成27年3月31日厚生労働省告示第197号)に該当する者</p> <p>ト その他肢体不自由、内部障害(人工血液透析を受けている場合を含む。)、精神障害、知的障害、難病(難治性疾患克服研究事業対象疾患及び関節リウマチ)、その他の障害(自閉症、学習障害などの発達障害等)を有する者</p>	<p>4 対象者</p> <p>(1) 対象者の範囲</p> <p>福祉有償移動サービスの対象者は、あらかじめ会員として登録された次に掲げる者及びその介助者・付添人、又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者であって、規定するイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トの区分のうち、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者であって、</p> <p>イ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体障害者</p> <p>ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条に規定する精神障害者</p> <p>ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条第4号に規定する知的障害者</p> <p>ニ 介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者</p> <p>ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者</p> <p>ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(基本チェックリスト:平成27年3月31日厚生労働省告示第197号)に該当する者</p> <p>ト その他肢体不自由、内部障害(人工血液透析を受けている場合を含む。)、精神障害、知的障害、難病(障害者総合支援法で定める疾病)、その他の障害(自閉症、学習障害などの発達障害等)を有する者</p>

【資料2】

令和5年度第1回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会 登録申請団体一覧

		新規登録
		1
法人名称	特定非営利活動法人鶴の仲間	
介護保険法事業所指定	無	
障害者総合支援法事業所指定	無(手続き中)	
その他の運送区域	無	
使用車両数(台数)	8	
内訳	所有	0
	持込み	8
運転者(人)	7	
対象者(人)	8	
※旅客の範囲	イ	○
	ロ	○
	ハ	○
	ニ	○
	ホ	○
	ヘ	
	ト	○
会費	入会金:3,000円、年会費:3,000円	
運送の対価	150円/km	
【参考:タクシー料金】	【普通車距離制運賃】初乗1.2kmまで500円、100円/264m 【普通車時間制運賃】初乗 4,940円/1時間、加算 2,230円/30分	
対価(料金)	迎車料	300円(事務所を起点として半径8km以内) 8kmを超える場合は、地域外加算として50円/km加算
	待機料	500円/30分 【時間外料金】上記料金に加え、250円/30分
	介助料	【障害福祉サービス利用時】法定の利用者負担割合分 【実費の場合】1,000円 【時間外料金】上記に加え、250円/30分
	添乗・付添料	500円/30分 【時間外料金】上記に加え、250円/30分
	その他の料金	遠方加算:20km以上の片道利用の場合、一律1,000円加算
標準的な利用による対価(料金)	【標準の利用例】	5km離れた病院へ平日の昼間に乗降介助を行い送迎した場合(片道)
	【運送の対価】	750円【150円/km × 5】
	【参考:タクシー料金】	1,928円【416円(初乗1.2kmまで500円:約416円/km) + 1,512円(100円/264m:約378円/km × 4km)】
	【運送の対価以外の対価】	迎車料:300円(8kmまで) 介助料:1,000円
	【総合計】	2,050円

※旅客の範囲:イ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者/ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者/ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者/ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者/ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者/ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(基本チェックリスト)に該当する者/ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

法人名称	特定非営利活動法人鶴の仲間				
法人種別	特定非営利活動(NPO)法人				
事業等	【法人代表者氏名】	吉原 修	【法人所在地】		
	【法人設立年月日】	平成21年 9月 16日	横浜市港北区綱島東四丁目5番39号		
	※履歴事項全部証明書より 目的及び事業 この法人は、高齢者、身体障害、知的障害等移動困難者に対して、外出支援に関する事業を行い、地域と社会の福祉の増進を図り広く公益に寄与することを目的とする。 この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 (1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動 この法人は、上記の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。 (1)福祉有償運送事業 (2)その他この法人の目的を達成するために必要な事業				
事業所所在地	※法人に同じ	介護保険法事業所指定	無	障害者総合支援法事業所指定 無 ※現在、手続き中	
運送の区域	横浜市				
使用車両 8台	所有車両		持ち込み(貸借)車両		
	福祉車両	0台	設備内訳	0台	設備内訳
		任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	・寝台車 0台 ・車椅子車 0台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台	1台 任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	・寝台車 0台 ・車椅子車 1台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台
	普通車両(セダン等)	0台	任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	7台	任意保険等の確認 済 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上
運転者	一種免許所持者	6人	内、直近2年間免許停止処分者 0人	・認定講習 済 6人 登録時までに取得予定 0人 ・セダン講習等 済 6人 登録時までに取得予定 0人	
	二種免許所持者	1人	内、直近2年間免許停止処分者 0人	・セダン講習等 済 1人 登録時までに取得予定 0人	
	合計	7人	内、直近2年間免許停止処分者 0人		

対象者	8人	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">イ(身体障害者)</th> <th colspan="2">ロ(精神障害者)</th> <th colspan="2">ハ(知的障害者)</th> <th colspan="2">ニ(要介護認定者)</th> <th colspan="2">ホ(要支援認定者)</th> <th rowspan="2">ヘ (チェックリスト)</th> <th colspan="2">ト(その他)</th> </tr> <tr> <td>6級</td><td>人</td> <td>3級</td><td>人</td> <td>軽度</td><td>人</td> <td>要介護1</td><td>1人</td> <td>要支援1</td><td>1人</td> <td></td><td>肢体不自由</td><td>人</td> </tr> <tr> <td>5級</td><td>人</td> <td>2級</td><td>1人</td> <td>中度</td><td>1人</td> <td>要介護2</td><td>人</td> <td>要支援2</td><td>人</td> <td></td><td>内部障害</td><td>人</td> </tr> <tr> <td>4級</td><td>人</td> <td>1級</td><td>人</td> <td>重度</td><td>2人</td> <td>要介護3</td><td>人</td> <td></td><td></td> <td></td><td>知的障害 (認定者を除く)</td><td>人</td> </tr> <tr> <td>3級</td><td>人</td> <td></td><td></td> <td></td><td></td> <td>要介護4</td><td>1人</td> <td></td><td></td> <td></td><td>精神障害 (認定者を除く)</td><td>人</td> </tr> <tr> <td>2級</td><td>人</td> <td></td><td></td> <td></td><td></td> <td>要介護5</td><td>人</td> <td></td><td></td> <td></td><td>その他</td><td>1人</td> </tr> <tr> <td>1級</td><td>2人</td> <td></td><td></td> <td></td><td></td> <td></td><td></td> <td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>2人</td><td>1人</td> <td>3人</td><td>2人</td> <td>1人</td><td></td> <td></td><td></td> <td>人</td><td>合計</td><td>10人 (重複:2人)</td> </tr> </table>								イ(身体障害者)		ロ(精神障害者)		ハ(知的障害者)		ニ(要介護認定者)		ホ(要支援認定者)		ヘ (チェックリスト)	ト(その他)		6級	人	3級	人	軽度	人	要介護1	1人	要支援1	1人		肢体不自由	人	5級	人	2級	1人	中度	1人	要介護2	人	要支援2	人		内部障害	人	4級	人	1級	人	重度	2人	要介護3	人				知的障害 (認定者を除く)	人	3級	人					要介護4	1人				精神障害 (認定者を除く)	人	2級	人					要介護5	人				その他	1人	1級	2人														2人	1人	3人	2人	1人				人	合計	10人 (重複:2人)
		イ(身体障害者)		ロ(精神障害者)		ハ(知的障害者)		ニ(要介護認定者)		ホ(要支援認定者)		ヘ (チェックリスト)	ト(その他)																																																																																																				
6級	人	3級	人	軽度	人	要介護1	1人	要支援1	1人		肢体不自由		人																																																																																																				
5級	人	2級	1人	中度	1人	要介護2	人	要支援2	人		内部障害	人																																																																																																					
4級	人	1級	人	重度	2人	要介護3	人				知的障害 (認定者を除く)	人																																																																																																					
3級	人					要介護4	1人				精神障害 (認定者を除く)	人																																																																																																					
2級	人					要介護5	人				その他	1人																																																																																																					
1級	2人																																																																																																																
		2人	1人	3人	2人	1人				人	合計	10人 (重複:2人)																																																																																																					
		<p>旅客の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 <input type="radio"/> ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者 <input type="radio"/> ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者 <input type="radio"/> ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 <input type="radio"/> ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 <input type="radio"/> ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者 <input type="radio"/> ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者 <p>備考 <ホ:要支援認定者> 外出(買い物)時、付添が必要 <ト:その他> 難病(パーキンソン病)</p>																																																																																																															
会費	入会金:3,000円、年会費:3,000円																																																																																																																
対価(料金)	対価区分	内容	判断基準		対価																																																																																																												
	運送の対価		タクシー料金の概ね2分の1の範囲内	距離制	150円/km																																																																																																												
	運送の対価以外の対価	迎車料	他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと認められる範囲内	有		300円(事務所を起点として半径8km以内) 8kmを超える場合は、地域外加算として50円/km加算																																																																																																											
		待機料				500円/30分 【時間外料金】上記料金に加え、250円/30分																																																																																																											
		介助料				【障害福祉サービス利用時】法定の利用者負担割合分 【実費の場合】1,000円 【時間外料金】上記料金に加え、250円/30分																																																																																																											
添乗・付添料					500円/30分 【時間外料金】上記料金に加え、250円/30分																																																																																																												
	その他(ストレッチャー・車いす使用料等)		有		遠方加算:20km以上の片道利用の場合、一律1,000円加算																																																																																																												
標準的な利用による対価(料金)	例	5km離れた病院へ送迎した場合(片道)																																																																																																															
	運送の対価	750【150円/km × 5km】																																																																																																															
	【参考:タクシー料金】 ※運送の対価の部分	1,928円 【416円(初乗1.2kmまで500円:約416円/km) + 1,512円(100円/264m:約378円/km × 4km)】																																																																																																															
	運送の対価以外の対価	迎車料:300円(8kmまで) 介助料:1,000円																																																																																																															
	総合計	2,050円																																																																																																															
運行管理体制	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 運行管理の責任者の選任 有 無 車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済 <input type="radio"/> 整備管理責任者の選任 有 無 <input type="radio"/> 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統 有 無 <input type="radio"/> 事故発生時の連絡体制 有 無 <input type="radio"/> 苦情対応の体制 有 無 																																																																																																																
欠格事由	登録を受けようとする者は、道路運送法第79条の4第1号から第4号に 非該当 該当																																																																																																																

【資料4】

横浜市福祉有償移動サービス運賃の変更に係る協議

法人名称	一般社団法人笑楽
変更事項	付添料
提出日	令和5年5月11日
変更予定日	協議が調い次第

		新	旧
運送の対価		初乗り2kmまで400円、、以降1kmごとに180円加算	
運送の対価以外の対価	迎車料	350円	
	待機料	150円/5分	
	介助料	1,100円/30分	
	添乗・付添料	750円/30分	設定なし
	その他	\	

79条登録団体の登録期限一覧

月	日	法人名
7月	11日	NPO法人かすみそう
8月	16日	特定非営利活動法人 ワーカーズわくわく
9月	3日	特定非営利活動法人つばさ福祉の会
	7日	特定非営利活動法人 ピーグリーン
	7日	特定非営利活動法人 クレイン
	21日	特定非営利活動法人 あやめ会
	29日	NPO法人 ふれあい友の会
11月	17日	特定非営利活動法人せや

令和5年度第1回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会 登録申請団体一覧

【資料6】

		更新登録							
		1	2	3	4	5	6	7	8
法人名称		NPO法人かすみそう	特定非営利活動法人ワークズわくわく	特定非営利活動法人つばさ福祉の会	特定非営利活動法人ピーグリーン	特定非営利活動法人クレイン	特定非営利活動法人あやめ会	特定非営利活動法人ふれあい友の会	特定非営利活動法人せや
介護保険法事業所指定		無	有	有	無	有	無	無	無
障害者総合支援法事業所指定		無	有	有	無	有	無	無	無
その他の運送区域		川崎市	無	無	無	無	無	川崎市	無
使用車両数(台数)		1	10	3	2	4	8	4	13
内訳	所有	0	10	1	1	3	0	4	1
	持込み	1	0	2	1	1	8	0	12
運転者(人)		2	17	6	2	5	8	13	12
対象者(人)		4	9	61	53	57	105	515	296
※ 旅客の 範囲	イ	○	○	○	○	○	○	○	○
	ロ	○	○	○	○	○	○	○	○
	ハ	○	○	○	○	○	○	○	○
	ニ	○	○	○	○	○	○	○	○
	ホ	○	○	○	○	○	○	○	○
	ヘ	○	○	○	○	○	○	○	○
	ト	○	○	○	○	○	○	○	○
会費		入会金:3,000円	入会金:2,000円 年会費:3,000円	入会金:2,000円 年会費:3,000円	入会金:1,200円 年会費:1,200円	入会金:1,200円 年会費:1,200円	年会費:1,000円	賛助会費(年):500円/1口	年会費:3,000円
運送の対価		1~10kmまで:150円 11~20kmまで:140円 21~30kmまで:130円 31km以上:120円	100円/km	初乗り2kmまで350円 以降、150円/km加算	初乗り2kmまで350円 以降、150円/km加算	初乗り3kmまで320円 以降、110円/km加算	180円/km	初乗り30分まで400円 以降、200円/10分	初乗り2kmまで、300円 以降、150円/km加算
【参考:タクシー料金】		【普通車距離制運賃】初乗1.2kmまで500円、100円/264m 【普通車時間制運賃】初乗 4,940円/1時間、加算 2,230円/30分							
対価 (料金) 運送の 対価 以外の 対価	迎車料	300円	100円	300円	150円	200円	120円	500円/片道	500円/片道
	待機料	200円/10分	平日(8時~18時):900円/30分 土曜(8時~12時):900円/30分 時間外及び日・祝日:1,150円/30分	300円/15分	100円/10分	【介護保険適用時】自己負担割合分 【介護保険適用外の場合】介護報酬の10割	最初の5分まで無料 5分を超え15分まで180円。以降、180円/15分加算	200円/15分	500円/片道
	介助料	200円/1回(乗降)	【実費の場合】 平日(8時~18時):900円/30分 土曜(8時~12時):900円/30分 時間外及び日・祝日:1,150円/30分	【介護報酬等適用の場合】介護保険自己負担 【上記以外の場合】 【介護保険・障害福祉サービス適用時】 法定の自己負担割合分 【上記以外の場合】 車両の乗降介助のみ:700円 車いすでの介助:1,000円 【時間外割増】 時間外(8時~18時以外)、土日祝祭日、 年末年始(12/29~1/4):25%割増	100円	500円/片道	500円/片道	500円/片道	500円/片道
	添乗・付添料	200円/10分	600円/15分	500円/30分	500円/30分	500円/30分	500円/30分	500円/30分	500円/30分
	その他の料金	時間外(20時以降):10%割増 有料道路、駐車料金は利用者負担	車いす貸出料:350円/1日 リクライニング車椅子貸出料:750円/1日	福祉車両設備使用料:200円	福祉車両設備使用料:500円/片道 車いす貸出料(レンタル料):500円/日	福祉車両設備使用料:200円	福祉車両設備使用料:200円	福祉車両設備使用料:200円	福祉車両設備使用料:200円
標準的な利用による対価(料金)	【標準的利用例】	5km離れた病院へ平日の昼間に乗降介助を行い送迎した場合(片道)							
【運送の対価】	750円【150円×5km】	500円【100円/km×5km】	800円【350円(初乗り2km)+450円(150円/km×3km)】	800円【350円(初乗り2km)+450円(150円/km×3km)】	540円【320円(初乗り3km)+220円(110円×2km)】	900円【180円/km×5km】	400円【400円(初乗30分まで)】	750円【300円(初乗2km)+450円(150円/km×3km)】	
【参考:タクシー料金】	1,928円【416円(初乗1.2kmまで500円:約416円/km)+1,512円(100円/264m:約378円/km×4km)】								
【運送の対価以外の対価】	迎車料:300円 介助料:200円	迎車料:100円 介助料:900円	迎車料:300円 介助料:500円	迎車料:150円 介助料:100円	迎車料:200円 介助料:1,090円	迎車料:無 介助料:無	迎車料:120円 介助料:無	迎車料:300円 (保管場所から5km未満) 介助料:500円	
【総合計】	1,250円	1,500円	1,600円	1,050円	1,830円	900円	520円	1,550円	

※旅客の範囲:イ.身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者/ロ.精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者/ハ.障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者/ニ.介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者/ホ.介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者/ヘ.介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(基本チェックリスト)に該当する者/ト.その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

法人名称	NPO法人かすみそう		
法人種別	特定非営利活動(NPO)法人		
事業等	【法人代表者氏名】	真崎 教子	【法人所在地】
	【法人設立年月日】	令和2年12月11日	横浜市青葉区奈良町1670番地222
事業等	※現在事項全部証明書より 目的及び事業 この法人は、障がい者、高齢者、病弱者及び移動制約者に対して、移動や外出を支援する移動サービス(福祉有償運送)事業と外出支援等の移動支援事業そして外出をより楽しめるような情報の提供事業を行い、自立した生活を営めるよう支援活動するとともに地域福祉の増進に寄与する事を目的とする。 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 (1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動 (2)まちづくりの推進を図る活動 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。 (1)移動制約者に対する個別の移動サービス事業 (2)障害福祉サービス事業及び地域生活支援事業 (3)障がい者、高齢者等移動制約者及びその家族の余暇活動を支援し外出をより楽しめるような情報の提供と心身ともに自立した生活を営めるための支援事業 (4)その他、この法人の目的を達成するために必要なあらゆる事業		
事業所所在地	※法人に同じ	介護保険法事業所指定	無
		障害者総合支援法事業所指定	無
運送の区域	横浜市、川崎市		
使用車両 1台	所有車両		持ち込み(貸借)車両
	福祉車両	0台 設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 0台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台	0台 設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 0台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台
	普通車両(セダン等)	0台 任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	1台 任意保険等の確認 <input checked="" type="checkbox"/> 済 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上
運転者	一種免許所持者	2人 内、直近2年間免許停止処分者 0人	・認定講習 <input checked="" type="checkbox"/> 済 2人 登録時までに取得予定 0人 ・セダン講習等 <input checked="" type="checkbox"/> 済 2人 登録時までに取得予定 0人
	二種免許所持者	0人 内、直近2年間免許停止処分者 0人	・セダン講習等 未 0人 登録時までに取得予定 0人
	合計	2人 内、直近2年間免許停止処分者 0人	

対象者	4人	内訳							
		イ(身体障害者)	ロ(精神障害者)	ハ(知的障害者)	ニ(要介護認定者)	ホ(要支援認定者)	ヘ(チェックリスト)	ト(その他)	
		6級 人	3級 人	軽度 人	要介護1 人	要支援1 人		肢体不自由 人	
		5級 人	2級 人	中度 2人	要介護2 人	要支援2 人		内部障害 人	
		4級 人	1級 1人	重度 1人	要介護3 人			知的障害(認定者を除く) 人	
		3級 人			要介護4 人			精神障害(認定者を除く) 人	
		2級 人			要介護5 人			その他 人	
		1級 1人							
		1人	1人	3人	0人	0人	0人	0人	
									合計 5人 (重複1名)
		旅客の範囲							
		<input type="radio"/> イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 <input type="radio"/> ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者 <input type="radio"/> ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者 ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者 ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者							
		備考							
会費	入会金:3,000円								
対価(料金)	対価区分	内容	判断基準		対価				
	運送の対価		タクシー料金の概ね2分の1の範囲内	距離制	1~10kmまで:150円、11~20kmまで:140円、21~30kmまで:130円、31km以上:120円				
	運送の対価以外の対価	迎車料	他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと認められる範囲内	有	300円				
		待機料			200円/10分				
		介助料			200円/1回(乗降)				
添乗・付添料		200円/10分							
	その他(ストレッチャー・車いす使用料等)		有	時間外料金:(20時以降)10%割増 有料道路、駐車料金は利用者負担					
標準的な利用による対価(料金)	例	5km離れた病院へ送迎した場合(片道)							
	運送の対価	750円【150円/km × 5km】							
	【参考:タクシー料金】 ※運送の対価の部分	1,928円 【416円(初乗1.2kmまで500円:約416円/km) + 1,512円(100円/264m:約378円/km × 4km)】							
	運送の対価以外の対価	迎車料:300円 介助料:200円							
	総合計	1,250円							
運行管理体制	<input type="radio"/> 運行管理の責任者の選任 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済 <input type="radio"/> 整備管理責任者の選任 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 <input type="radio"/> 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 <input type="radio"/> 事故発生時の連絡体制 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 <input type="radio"/> 苦情対応の体制 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無								
欠格事由	登録を受けようとする者は、道路運送法第79条の4第1号から第4号に							<input checked="" type="checkbox"/> 非該当	該当

法人名称	特定非営利活動法人ワーカーズわくわく			
法人種別	特定非営利活動(NPO)法人			
	【法人代表者氏名】	飯塚 陵子	【法人所在地】	
	【法人設立年月日】	平成13年 11月 22日	横浜市瀬谷区南台一丁目17番地3	
事業等	※履歴事項全部証明書より 目的及び事業目的 本会は、「誰でもが安心して普通に暮らせる町づくり」をめざし、地域の人々に対して「共感」を大切に、介護及び福祉に関する活動や子育てを支援する活動を行い、お互いに支え合い助け合う豊かな地域社会の構築と、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。 上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 事業 本会は、上記の目的を実現するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。 (1) 介護、介助、家事援助、保育、有償移送サービスなどの在宅福祉サービス事業 (2) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業 (3) 介護保険法に基づく居宅サービス事業 (4) 介護保険法に基づく介護予防サービス又は第1号事業 (5) 介護保険法に基づく地域密着型介護サービス事業 (6) 障害の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業および地域生活支援事業および相談支援事業 (7) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業および指定障害児相談支援事業 (8) 地域の児童、家庭を支援する事業 (9) 地域の交流を活性化する事業 (10) その他、本会の目的を達成するために必要な事業			
事業所所在地	※法人に同じ	介護保険法事業所指定	有 障害者総合支援法事業所指定 有	
運送の区域	横浜市			
使用車両 10台	所有車両		持ち込み(貸借)車両	
	福祉車両	4台	設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 4台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台	0台 設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 0台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台
		任意保険等の確認 済 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上		任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上
	普通車両(セダン等)	6台	任意保険等の確認 済 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	0台 任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上
運転者	一種免許所持者	17人	内、直近2年間免許停止処分者 0人 ・認定講習 済 17人 ・セダン講習等 済 17人	登録時までに取得予定 0人 登録時までに取得予定 0人
	二種免許所持者	0人	内、直近2年間免許停止処分者 0人 ・セダン講習等 未 0人	登録時までに取得予定 0人
	合計	17人	内、直近2年間免許停止処分者 0人	

対象者	9人	内訳						
		イ(身体障害者)	ロ(精神障害者)	ハ(知的障害者)	ニ(要介護認定者)	ホ(要支援認定者)	ヘ(チェックリスト)	ト(その他)
		6級 人	3級 人	軽度 人	要介護1 人	要支援1 人		肢体不自由 人
		5級 人	2級 人	中度 人	要介護2 2人	要支援2 人		内部障害 人
		4級 人	1級 1人	重度 1人	要介護3 4人			知的障害(認定者を除く) 人
		3級 人			要介護4 1人			精神障害(認定者を除く) 人
		2級 人			要介護5 人			その他 人
		1級 人						
		0人	1人	1人	7人	0人	0人	0人
		合計 9人						
		旅客の範囲						
		<input type="radio"/> イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 <input type="radio"/> ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者 <input type="radio"/> ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者 <input type="radio"/> ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 <input type="radio"/> ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 <input type="radio"/> ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者 <input type="radio"/> ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者						
		備考 <イ(身体障害者)><ホ(要支援認定者)> 以前は利用者がいたが、介護度の変更や転居、死亡で現在は旅客の範囲に該当者無。受け入れ体制は調っているため、旅客の範囲を継続						
会費	入会金:2,000円、年会費:3,000円							
対価(料金)	対価区分	内容	判断基準		対価			
	運送の対価		タクシー料金の概ね2分の1の範囲内	距離制	100円/km			
	迎車料	待機料	他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと思われる範囲内	有	100円			
				有	平日:8時~18時: 900円/30分 土曜:8時~12時: 900円/30分 時間外および日曜・祝日: 1,150円/30分			
	運送の対価以外の対価	介助料	提供されるサービスの具体的な内容、他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと思われる範囲内	有	【介護報酬等適用の場合】法定の利用者負担分【実費の場合】 平日:8時~18時: 900円/30分 土曜:8時~12時: 900円/30分 時間外および日曜・祝日: 1,150円/30分			
	添乗・付添料		無					
		その他(ストレッチャー・車いす使用料等)		無				
標準的な利用による対価(料金)	例	5km離れた病院へ送迎した場合(片道)						
	運送の対価	500円【100円/km × 5km】						
	【参考:タクシー料金】 ※運送の対価の部分	1,928円 【416円(初乗1.2kmまで500円:約416円/km) + 1,512円(100円/264m:約378円/km × 4km)】						
	運送の対価以外の対価	迎車料:100円 介助料:900円						
	総合計	1,500円						
運行管理体制	<input type="radio"/> 運行管理の責任者の選任 車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済			<input checked="" type="checkbox"/>	無			
	<input type="radio"/> 整備管理責任者の選任			<input checked="" type="checkbox"/>	無			
	<input type="radio"/> 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統			<input checked="" type="checkbox"/>	無			
	<input type="radio"/> 事故発生時の連絡体制			<input checked="" type="checkbox"/>	無			
	<input type="radio"/> 苦情対応の体制			<input checked="" type="checkbox"/>	無			
欠格事由	登録を受けようとする者は、道路運送法第79条の4第1号から第4号に					<input checked="" type="checkbox"/> 非該当	該当	

法人名称	特定非営利活動法人つばさ福祉の会		
法人種別	特定非営利活動(NPO)法人		
	【法人代表者氏名】 青木 明子	【法人所在地】 横浜市神奈川区羽沢南三丁目34番29号	
	【法人設立年月日】 平成27年 4月 1日		
事業等	<p>※現在事項全部証明書より 本法人は、日常生活において援助が必要な高齢者、障害児その他の援助を必要とする人々に対し、相互扶助及び住民参加の精神に基づき、地域に根差した福祉及び介護に関するサービス等を提供し、もって人々が安心して暮らすことができる社会の実現及び福祉の増進に寄与することを目的とする。 本法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。</p> <p>1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 2 まちづくりの推進を図る活動 3 子どもの健全育成を図る活動 4 社会教育の推進を図る活動 5 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動</p> <p>本法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>1 特定非営利活動に係る事業 (1) ボランティア関連事業 (2) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業 (3) 介護保険法に基づく居宅サービス事業 (4) 介護保険法に基づく介護予防サービス事業 (5) 介護保険法に基づく第一号事業 (6) 障害福祉サービス事業 (7) 地域生活支援事業 (8) 相談支援事業 (9) 介護・障害福祉サービス関連事業 (10) 福祉に関する情報提供事業 (11) 道路運送法に基づく福祉有償運送事業 (12) 前各号に附帯又は関連する一切の事業</p>		
事業所所在地	※法人に同じ	介護保険法事業所指定 有	障害者総合支援法事業所指定 有
運送の区域	横浜市		
使用車両 3台	所有車両		持ち込み(貸借)車両
	福祉車両	2台 → 設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 2台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台 任意保険等の確認 済 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	1台 → 設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 1台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台 任意保険等の確認 済 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上
	普通車両(セダン等)	0台 任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	0台 任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上
運転者	一種免許所持者	6人 内、直近2年間免許停止処分者 0人 ・認定講習 済 6人 登録時までに取得予定 0人 ・セダン講習等 済 6人 登録時までに取得予定 0人	
	二種免許所持者	0人 内、直近2年間免許停止処分者 0人 ・セダン講習等 未 0人 登録時までに取得予定 0人	
	合計	6人 内、直近2年間免許停止処分者 0人	

対象者	61人	内訳							
		イ(身体障害者)	ロ(精神障害者)	ハ(知的障害者)	ニ(要介護認定者)	ホ(要支援認定者)	ヘ(チェックリスト)	ト(その他)	
		6級 1人	3級 人	軽度 人	要介護1 7人	要支援1 1人		肢体不自由 人	
		5級 人	2級 人	中度 人	要介護2 18人	要支援2 4人		内部障害 人	
		4級 1人	1級 人	重度 2人	要介護3 13人			知的障害(認定者を除く) 人	
		3級 人			要介護4 10人			精神障害(認定者を除く) 人	
		2級 5人			要介護5 6人			その他 人	
		1級 4人							
		11人	0人	2人	54人	5人	0人	0人	
		合計 72人 (重複:11人)							
		旅客の範囲							
		<input type="checkbox"/> イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 <input type="checkbox"/> ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者 <input type="checkbox"/> ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者 <input type="checkbox"/> ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 <input type="checkbox"/> ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 <input type="checkbox"/> ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者 <input type="checkbox"/> ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者							
		備考 <ホ:要支援認定者> パーキンソン病、癌、麻痺、在宅酸素利用者、ふらつきあり							
会費									
対価(料金)	対価区分	内容	判断基準		対価				
	運送の対価		タクシー料金の概ね2分の1の範囲内	距離制	初乗り2kmまで350円。以降、150円/km加算				
	運送の対価以外の対価	迎車料	提供されるサービスの具体的な内容、他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと認められる範囲内	有	300円				
		待機料		有	300円/15分				
		介助料		有	【介護保険や障害福祉サービス等利用時】 法定の自己負担割合分 【実費の場合】 車両の乗降介助のみ:500円 車いすでの介助:1,000円 2人以上での対応の場合:人数×乗降介助料 【時間外割増】 時間外(8時～18時以外)、土日祝祭日、年末年始(12/29～1/4):25%割増				
添乗・付添料		有		600円/15分					
	その他(ストレッチャー・車いす使用料等)		有	車いす貸出料:350円/1日 リクライニング車いす貸出料:750円/1日					
標準的な利用による対価(料金)	例	5km離れた病院へ送迎した場合(片道)							
	運送の対価	800円【350円(初乗り2km)+450円(150円×3km)】							
	【参考:タクシー料金】 ※運送の対価の部分	1,928円 【416円(初乗1.2kmまで500円:約416円/km)+1,512円(100円/264m:約378円/km×4km)】							
	運送の対価以外の対価	迎車料:300円 介助料:500円							
	総合計	1,600円							
運行管理体制	<input type="checkbox"/> 運行管理の責任者の選任 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済 <input type="checkbox"/> 整備管理責任者の選任 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 <input type="checkbox"/> 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 <input type="checkbox"/> 事故発生時の連絡体制 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 <input type="checkbox"/> 苦情対応の体制 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無								
欠格事由	登録を受けようとする者は、道路運送法第79条の4第1号から第4号に							<input checked="" type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当

法人名称	特定非営利活動法人ピーグリーン				
法人種別	特定非営利活動(NPO)法人				
事業等	【法人代表者氏名】	竹内 栄一	【法人所在地】		
	【法人設立年月日】	平成16年 12月 9日	横浜市神奈川区六角橋六丁目24番7-304号		
	※現在事項全部証明書より 目的及び業務 この法人は、地域住民に対して、老人福祉の援助に関する事業を行い、地域社会の福祉の貢献に寄与することを目的とする。 この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利法人活動を行う。 (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 この法人は、上記の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。 (1) 地域住民に対する送迎事業				
事業所所在地	特定非営利活動法人ピーグリーン 横浜市神奈川区松見町1-18-2-105	介護保険法事業所指定	無		
			障害者総合支援法事業所指定 無		
運送の区域	横浜市				
使用車両 2台	所有車両		持ち込み(貸借)車両		
	福祉車両	0台	設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 0台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台	0台	設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 0台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台
		任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上		任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	
	普通車両(セダン等)	1台	任意保険等の確認 <input checked="" type="checkbox"/> 済 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	1台	任意保険等の確認 <input checked="" type="checkbox"/> 済 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上
運転者	一種免許所持者	2人	内、直近2年間免許停止処分者 0人	・認定講習 <input checked="" type="checkbox"/> 済 2人 ・セダン講習等 <input checked="" type="checkbox"/> 済 2人	登録時までに取得予定 0人 登録時までに取得予定 0人
	二種免許所持者	0人	内、直近2年間免許停止処分者 0人	・セダン講習等 未 0人	登録時までに取得予定 0人
	合計	2人	内、直近2年間免許停止処分者 0人		

対象者	53人	内訳							
		イ(身体障害者)	ロ(精神障害者)	ハ(知的障害者)	ニ(要介護認定者)	ホ(要支援認定者)	ヘ(チェックリスト)	ト(その他)	
		6級 人	3級 人	軽度 人	要介護1 12人	要支援1 3人		肢体不自由 人	
		5級 人	2級 人	中度 人	要介護2 15人	要支援2 8人		内部障害 人	
		4級 人	1級 人	重度 1人	要介護3 9人			知的障害(認定者を除く) 人	
		3級 人			要介護4 人			精神障害(認定者を除く) 人	
		2級 人			要介護5 人			その他 人	
		1級 11人							
		11人	人	1人	36人	11人	人	合計 59人 (重複:6名)	
		旅客の範囲							
		<input type="checkbox"/> イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 <input type="checkbox"/> ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者 <input type="checkbox"/> ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者 <input type="checkbox"/> ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 <input type="checkbox"/> ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 <input type="checkbox"/> ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者 <input type="checkbox"/> ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者							
		備考 <ホ:要支援認定者>透析、多発性筋痛症、歩行器利用者等							
会費	入会金:1,200円、年会費:1,200円								
対価(料金)	対価区分	内容	判断基準		対価				
	運送の対価		タクシー料金の概ね2分の1の範囲内	距離制	初乗り2kmまで350円。以降、150円/km加算				
	運送の対価以外の対価	迎車料	他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと思われる範囲内	有	150円				
		待機料		有	100円/10分				
		介助料		有	100円				
添乗・付添料		無							
	その他(ストレッチャー・車いす使用料等)		無						
標準的な利用による対価(料金)	例	5km離れた病院へ送迎した場合(片道)							
	運送の対価	800円【350円(初乗り2km)+450円(150円×3km)】							
	【参考:タクシー料金】 ※運送の対価の部分	1,928円 【416円(初乗1.2kmまで500円:約416円/km)+1,512円(100円/264m:約378円/km×4km)】							
	運送の対価以外の対価	迎車料:150円 介助料:100円							
	総合計	1,050円							
運行管理体制	<input checked="" type="checkbox"/> 運行管理の責任者の選任 有 無 車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済 <input checked="" type="checkbox"/> 整備管理責任者の選任 有 無 <input checked="" type="checkbox"/> 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統 有 無 <input checked="" type="checkbox"/> 事故発生時の連絡体制 有 無 <input checked="" type="checkbox"/> 苦情対応の体制 有 無								
欠格事由	登録を受けようとする者は、道路運送法第79条の4第1号から第4号に							非該当	該当

法人名称	特定非営利活動法人クレイン		
法人種別	特定非営利活動(NPO)法人		
事業等	法人代表者氏名	竹田 幸夫	【法人所在地】
	法人設立年月日	平成15年10月2日	横浜市鶴見区下末吉二丁目11番4号サンユール1F
事業等	※現在事項全部証明書より 目的 この法人は、横浜市鶴見区及びその近隣の在住者等に対して、介護・保育に関する事業を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。 この法人は上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 (1) 保健、医療又は福祉の送信を図る活動 (事業) この法人は、上記の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。 (1) 児童保育に係る事業 (2) 介護保険法に基づく「居宅サービス」、「居宅介護支援」、「介護予防サービス事業」、「地域密着型サービス事業」及び、「第一号事業」等、高齢者介護に係る事業 (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく「障害福祉サービス」、「相談支援事業」等、障害者支援に係る事業 (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく「地域生活支援事業」等、高齢者・障害者等の外出支援、移動支援に係る事業 (5) 道路交通法に基づく福祉有償移送サービス等、高齢者・障害者等の運送に係る事業 (5)に記載されている根拠法令については、道路運送法に修正依頼済み		
事業所所在地	クレイン在宅ケアセンター 横浜市鶴見区下末吉2-11-4サンユール1F	介護保険法事業所指定	有
		障害者総合支援法事業所指定	有
運送の区域	横浜市		
使用車両 4台	所有車両		持ち込み(貸借)車両
	福祉車両	3台 設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 3台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台	0台 設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 0台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台
	普通車両(セダン等)	0台 任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	1台 任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上
運転者	一種免許所持者	4人 内、直近2年間免許停止処分者 0人 ・認定講習 済 4人 登録時までに取得予定 0人 ・セダン講習等 済 4人 登録時までに取得予定 0人	
	二種免許所持者	1人 内、直近2年間免許停止処分者 0人 ・セダン講習等 済 1人 登録時までに取得予定 0人	
	合計	5人 内、直近2年間免許停止処分者 0人	

法人名称	特定非営利活動法人あやめ会		
法人種別	特定非営利活動(NPO)法人		
事業等	【法人代表者氏名】	高田 孝	【法人所在地】
	【法人設立年月日】	平成18年 7月 7日	横浜市泉区下和泉三丁目27番6号
事業等	※履歴事項全部証明書より 目的及び事業 下和泉住宅内で安心、安全、健康で暮らすことが出来るように、特に高齢者、障害者や、病気怪我による移動困難者の移動支援を行うとともに、住み良い街づくりを進めることを目的とする。 この法人は、上記の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。 (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 この法人は、上記の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。 (1) 移動支援活動に関する事業 (2) その他、この法人の目的達成のために必要な事業		
事業所所在地	※法人に同じ	介護保険法事業所指定	無
		障害者総合支援法事業所指定	無
運送の区域	横浜市		
使用車両 8台	所有車両		持ち込み(貸借)車両
	福祉車両	0台 → 設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 0台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台	0台 → 設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 0台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台
		任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上
	普通車両(セダン等)	0台	8台
	任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	任意保険等の確認 <input checked="" type="checkbox"/> 済 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	
運転者	一種免許所持者	7人 内、直近2年間免許停止処分者 0人	・認定講習 <input checked="" type="checkbox"/> 済 7人 登録時までに取得予定 0人 ・セダン講習等 <input checked="" type="checkbox"/> 済 7人 登録時までに取得予定 0人
	二種免許所持者	1人 内、直近2年間免許停止処分者 0人	・セダン講習等 <input checked="" type="checkbox"/> 済 1人 登録時までに取得予定 0人
	合計	8人 内、直近2年間免許停止処分者 0人	

対象者	105人	内訳						
		イ(身体障害者)	ロ(精神障害者)	ハ(知的障害者)	ニ(要介護認定者)	ホ(要支援認定者)	ヘ(チェックリスト)	ト(その他)
		6級 1人	3級 人	軽度 人	要介護1 9人	要支援1 47人		肢体不自由 人
		5級 1人	2級 人	中度 人	要介護2 5人	要支援2 28人	人	内部障害 人
		4級 5人	1級 人	重度 人	要介護3 4人			知的障害(認定者を除く) 人
		3級 2人			要介護4 0人			精神障害(認定者を除く) 人
		2級 1人			要介護5 0人			その他 人
		1級 3人						
		13人	0人	0人	18人	75人	0人	0人
		合計 106人 (重複:1人)						
		旅客の範囲						
		<input type="radio"/> イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 <input type="radio"/> ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者 <input type="radio"/> ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者 <input type="radio"/> ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 <input type="radio"/> ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 <input type="radio"/> ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者 <input type="radio"/> ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者						
		備考 <ホ:要支援認定者> ふらつき・転倒の恐れがあり、単独での移動が困難 <ト:その他> 以前は対象者がいた。現在も対応可能であり、旅客の範囲登録継続						
会費	年会費:1,000円							
対価(料金)	対価区分	内容	判断基準	対価				
	運送の対価		タクシー料金の概ね2分の1の範囲内	距離制 180円/km				
	迎車料	待機料	他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと思われる範囲内	無	最初の5分まで無料。5分を超え15分まで180円。以降、180円/15分加算			
				有				
	運送の対価以外の対価	介助料	提供されるサービスの具体的な内容、他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと思われる範囲内	無				
添乗・付添料	その他(ストッカー・車いす使用料等)		無					
標準的な利用による対価(料金)	例	5km離れた病院へ送迎した場合(片道)						
	運送の対価	900円【180円×5km】						
	【参考:タクシー料金】 ※運送の対価の部分	1,928円 【416円(初乗1.2kmまで500円:約416円/km)+1,512円(100円/264m:約378円/km×4km)】						
	運送の対価以外の対価	迎車料:無 介助料:無						
	総合計	900円						
運行管理体制	<input type="radio"/> 運行管理の責任者の選任 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済 <input type="radio"/> 整備管理責任者の選任 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 <input type="radio"/> 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 <input type="radio"/> 事故発生時の連絡体制 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 <input type="radio"/> 苦情対応の体制 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無							
欠格事由	登録を受けようとする者は、道路運送法第79条の4第1号から第4号に <input type="checkbox"/> 非該当 <input checked="" type="checkbox"/> 該当							

法人名称	特定非営利活動法人ふれあい友の会				
法人種別	特定非営利活動(NPO)法人				
	【法人代表者氏名】 栄 義昭	【法人所在地】			
	【法人設立年月日】 平成18年 4月 28日	横浜市鶴見区矢向一丁目5番地29号			
事業等	※履歴事項全部証明より 目的及び業務 この法人は、横浜市及び近隣地域の住民に対して、保健、医療、介護福祉に関する支援事業を行い、これをもって地域住民の生活と健康、治療、介護を支援し、地域住民が安心して住み続けられる福祉優先のまちづくりに寄与することを目的とする。 この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 (1)保健、医療または福祉の増進をはかる活動。 (2)街づくりの推進をはかる活動。 (3)前各号の活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動。 この法人は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1)特定非営利活動に係る事業 ①高齢者や独居老人世帯への給食サービスの事業。 ②家事援助、生活相談等での生活支援サービスの事業。 ③高齢者、身体障害者の送迎、移送サービスの事業。 ④健康診断受診支援、医療機関への受診支援、介護保健サービス受給支援に係る事業。 ⑤保健衛生・予防セミナー・講座開催に係る事業。				
事業所所在地	※法人に同じ	介護保険法事業所指定	無		
		障害者総合支援法事業所指定	無		
運送の区域	横浜市、川崎市				
使用車両 4台	所有車両		持ち込み(貸借)車両		
	福祉車両	4台 設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 4台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台	0台 設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 0台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台		
		任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	済 任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	
	普通車両(セダン等)	0台	0台		
	任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上			
運転者	一種免許所持者	13人	内、直近2年間免許停止処分者 0人	・認定講習 済 13人	登録時までに取得予定 0人
				・セダン講習等 済 13人	登録時までに取得予定 0人
	二種免許所持者	0人	内、直近2年間免許停止処分者 0人	・セダン講習等 未 0人	登録時までに取得予定 0人
	合計	13人	内、直近2年間免許停止処分者 0人		

対象者	515人	内訳							
		イ(身体障害者)	ロ(精神障害者)	ハ(知的障害者)	ニ(要介護認定者)	ホ(要支援認定者)	ヘ(チェックリスト)	ト(その他)	
		6級 2人	3級 3人	軽度 0人	要介護1 65人	要支援1 46人		肢体不自由	人
		5級 2人	2級 3人	中度 4人	要介護2 119人	要支援2 93人		内部障害	人
		4級 22人	1級 1人	重度 3人	要介護3 65人			知的障害 (認定者を除く)	人
		3級 8人			要介護4 47人			精神障害 (認定者を除く)	人
		2級 24人			要介護5 24人			その他	人
		1級 37人							人
		95人	7人	7人	320人	139人	0人	合計	568人 (重複:53人)
		旅客の範囲							
		<input type="radio"/> イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 <input type="radio"/> ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者 <input type="radio"/> ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者 <input type="radio"/> ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 <input type="radio"/> ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 <input type="radio"/> ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者 <input type="radio"/> ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者							
		備考 <ホ:要支援認定者> 脊柱管狭窄症や癌、麻痺、筋力低下等、歩行時の見守りが必要。							
会費	賛助会費(年):500円/1口								
対価(料金)	対価区分	内容	判断基準		対価				
	運送の対価		タクシー料金の概ね2分の1の範囲内	時間制	初乗り30分まで、400円。以降、200円/10分加算				
	運送の対価以外の対価	迎車料	他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないこと認められる範囲内	有	120円				
		待機料		無					
		介助料	提供されるサービスの具体的な内容、他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないこと認められる範囲内	無					
		添乗・付添料		無					
その他(ストレッチャー・車いす使用料等)		有	福祉車両設備使用料:200円						
標準的な利用による対価(料金)	例	5km離れた病院へ送迎した場合(片道)							
	運送の対価	400円【400円(初乗30分まで)】							
	【参考:タクシー料金】 ※運送の対価の部分	1,928円 【416円(初乗1.2kmまで500円:約416円/km) + 1,512円(100円/264m:約378円/km × 4km)】							
	運送の対価以外の対価	迎車料:120円 介助料:無							
	総合計	520円							
運行管理体制	<input type="radio"/> 運行管理の責任者の選任 車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済		<input checked="" type="checkbox"/>	無					
	<input type="radio"/> 整備管理責任者の選任		<input checked="" type="checkbox"/>	無					
	<input type="radio"/> 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統		<input checked="" type="checkbox"/>	無					
	<input type="radio"/> 事故発生時の連絡体制		<input checked="" type="checkbox"/>	無					
	<input type="radio"/> 苦情対応の体制		<input checked="" type="checkbox"/>	無					
欠格事由	登録を受けようとする者は、道路運送法第79条の4第1号から第4号に						<input type="checkbox"/> 非該当	<input checked="" type="checkbox"/> 該当	

法人名称	特定非営利活動法人せや		
法人種別	特定非営利活動(NPO)法人		
	法人代表者氏名	林 茂	【法人所在地】
	法人設立年月日	平成19年 5月 28日	横浜市瀬谷区南台二丁目4番地の1
法人事業	※履歴事項全部証明書より (目的) この法人は、高齢者をはじめとする地域住民に対する支援等に関する事業を行い、地域活性化に寄与することを目的とする。 この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動に係る事業を行う。 (1)まちづくりの推進を図る活動。 (2)保健、医療又は福祉の増進を図る活動。 (事業) この法人は、上記の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。 (1)特定非営利活動に係る事業 ①高齢者・身障者等の生活支援事業。 ②地域活動の支援事業。 ③移送サービス事業。 ④その他この法人の目的を達成するために必要な事業。		
事業所所在地	※法人に同じ	介護保険法事業所指定	無
		障害者自立支援法事業所指定	無
運送の区域	横浜市		
使用車両 13台	所有車両		持ち込み(貸借)車両
	福祉車両	1台 → 設備内訳 <ul style="list-style-type: none"> ・寝台車 0台 ・車椅子車 1台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台 任意保険等の確認 <input checked="" type="checkbox"/> 済 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	0台 → 設備内訳 <ul style="list-style-type: none"> ・寝台車 0台 ・車椅子車 0台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台 任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上
		普通車両(セダン等)	0台 任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上
	運転者	一種免許所持者 11人 内、直近2年間免許停止処分者 0人	二種免許所持者 1人 内、直近2年間免許停止処分者 0人
	・認定講習 <input checked="" type="checkbox"/> 済 11人 ・セダン講習等 <input checked="" type="checkbox"/> 済 11人	・セダン講習等 <input checked="" type="checkbox"/> 済 1人	登録時までに取得予定 0人 登録時までに取得予定 0人

対象者	296人	内訳						
		イ(身体障害者)	ロ(精神障害者)	ハ(知的障害者)	ニ(要介護認定者)	ホ(要支援認定者)	ヘ(チェックリスト)	ト(その他)
		6級 2人	3級 4人	軽度 3人	要介護1 29人	要支援1 34人		肢体不自由 23人
		5級 3人	2級 4人	中度 3人	要介護2 36人	要支援2 62人	人	内部障害 2人
		4級 14人	1級 1人	重度 1人	要介護3 9人			知的障害 (認定者を除く) 人
		3級 6人			要介護4 4人			精神障害 (認定者を除く) 人
		2級 14人			要介護5 1人			その他 69人
		1級 21人						
		60人	4人	3人	79人	96人	0人	94人
		合計 336人 (重複:40人)						
		旅客の範囲						
		<input type="radio"/> イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 <input type="radio"/> ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者 <input type="radio"/> ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者 <input type="radio"/> ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 <input type="radio"/> ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 <input type="radio"/> ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者 <input type="radio"/> ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者						
		備考 <ホ:要支援認定者>ふらつきがあり転倒の恐れあり <ト:その他>足腰に持病あり						
会費	年会費:3,000円							
対価(料金)	対価区分	内容	判断基準		対価			
	運送の対価		タクシー料金の概ね2分の1の範囲内	距離制	初乗り2kmまで300円、以降150円/km加算			
	運送の対価以外の対価	迎車料	他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと認められる範囲内	有	保管場所から乗車地まで、5km未満まで300円 5km以上500円			
		待機料			200円/15分			
		介助料			500円/片道			
添乗・付添料		500円/30分						
その他(ストレッチャー車いす使用料等)	提供されるサービスの具体的な内容、他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと認められる範囲内	有	福祉車両(スロープ・電動ウインチ付)設備利用料: 500円/片道 車いす貸出料(レンタル料):500円/日					
標準的な利用による対価(料金)	例	5km離れた病院へ送迎した場合(片道)						
	運送の対価	750円【300円(初乗2km) + 450円(150円/km × 3km)】						
	【参考:タクシー料金】 ※運送の対価の部分	1,928円 【416円(初乗1.2kmまで500円:約416円/km) + 1,512円(100円/264m:約378円/km × 4km)】						
	運送の対価以外の対価	迎車料:300円(保管場所から5km未満) 介助料:500円						
	総合計	1,550円						
運行管理体制	<input type="radio"/> 運行管理の責任者の選任 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済 <input type="radio"/> 整備管理責任者の選任 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 <input type="radio"/> 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 <input type="radio"/> 事故発生時の連絡体制 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 <input type="radio"/> 苦情対応の体制 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無							
欠格事由	登録を受けようとする者は、道路運送法第79条の4第1号から第4号に					<input type="checkbox"/> 非該当 <input checked="" type="checkbox"/> 該当		

【資料8】

令和5年度第1回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会 変更報告一覧

	法人名称	横浜市への届出日	変更内容	新	旧
1	特定非営利活動法人総ぐるみ福祉の会	R5.1.17	車両の増車	車いす車 5台(+1台) 回転シート車 1台 セダン等 2台	車いす車 4台 回転シート車 1台 セダン等 2台
2	特定非営利活動法人さんろうど	R5.1.28	廃止	令和5年1月28日 【理由:事業の廃止】	
3	社会福祉法人横浜市瀬谷区社会福祉協議会	R5.1.20	車両の減車	車いす車 1台(-1台) 【理由:老朽化のため、廃車】	車いす車 2台
4	福祉クラブ生活協同組合	R5.2.7	車両の増車	【ららむーぶ磯子】 車いす車 1台 セダン等 5台(+1台)	【ららむーぶ磯子】 車いす車 1台 セダン等 4台
5	特定非営利活動法人ワークーズ・コレクティブふれあい都筑	R5.3.6	車両の減車	車いす車 1台(所有1台、持込0台)(-1台) セダン等 9台(持込9台) 【理由:車いす車について、法人所有で対応することになったため】	車いす車 2台(所有1台、持込1台) セダン等 9台(所有9台)
6	特定非営利活動法人日本アピリティーズ協会	R5.3.22	事務所の名称の変更	【移動サービス・浦舟】 廃止 【理由:事業所の閉鎖】	【移動サービス・浦舟】 横浜市南区浦舟町3-46浦舟複合福祉施設12階
			事務所の住所の変更	【理由:事業所の閉鎖】	
			車両の減車	【移動サービス・浦舟】 車いす車 0台(廃車) 【理由:事業所の閉鎖】	
7	社会福祉法人横浜市泉区社会福祉協議会	R5.3.22	廃止	令和5年2月28日 【理由:事業の廃止】	
8	特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会	R5.3.22	車両の種類の変更を伴う車両の入替	車いす車 2台(所有:0台、持込:2台)(-2台) 回転シート車 2台(持込:2台)(+1台) セダン等 6台(持込:6台)(-1台) 【理由:所有車の維持困難および持込の種類変更(セダン車⇒回転シート者)】	車いす車 4台(所有:2台、持込:2台) 回転シート車 1台(持込:1台) セダン等 7台(持込:7台)
			車両の減車		
9	社会福祉法人横浜市旭区社会福祉協議会	R5.3.23	廃止	令和5年3月17日 【理由:事業の廃止】	
10	福祉クラブ生活協同組合	R5.3.27	車両の増車	【ららむーぶ港北】 車いす車 1台 回転シート車 1台 セダン等 18台(+1台)	【ららむーぶ港北】 車いす車 11台 回転シート車 1台 セダン等 17台
11	福祉クラブ生活協同組合	R5.3.27	車両の増車	【ららむーぶ南】 車いす車 2台(うち軽1台) セダン等 8台(うち軽4台)(+1台)	【ららむーぶ南】 車いす車 2台(うち軽1台) セダン等 7台(うち軽2台)
			車両の種類の変更を伴う車両の入替		
12	福祉クラブ生活協同組合	R5.3.28	車両の増車	【ららむーぶ神奈川】 車いす車 2台 回転シート車 1台 セダン等 14台(+1台)	【ららむーぶ神奈川】 車いす車 2台 回転シート車 1台 セダン等 13台
13	一般社団法人あおぞら	R5.3.28	廃止	令和4年8月31日 【理由:事業の廃止】	

	法人名称	横浜市への届出日	変更内容	新	旧
14	特定非営利活動法人クレイン	R5.3.30	車両の減車	車いす車 3台(所有:3台、持込:0台) セダン等 1台(持込:1台) 【理由:車両持込み運転者の退職に伴う減車】	車いす車 4台(所有:3台、持込:1台) セダン等 1台(持込:1台)
15	一般社団法人元気の会	R5.4.4	廃止	令和5年3月31日 【理由:利用者の受け入れが困難なため】	
16	特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会	R5.4.11	車両の減車	車いす車 2台 回転シート車 2台 セダン等 5台(-1台) 【理由:新車購入による家族の反対】	車いす車 2台 回転シート車 2台 セダン等 6台
17	社会福祉法人横浜市栄区社会福祉協議会	R5.4.11	廃止	令和5年3月30日 【理由:事業の廃止】	
18	福祉クラブ生活協同組合	R5.4.12	車両の増車	車いす車 1台 セダン等 6台(+1台)	車いす車 1台 セダン等 5台
19	特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブふれあい都筑	R5.4.13	車両の増車	車いす車 2台(+1) セダン等 9台	車いす車 1台 セダン等 9台
20	特定非営利活動法人せや	R5.4.17	車両の増車	車いす車 1台 セダン等 12台(+1台)	車いす車 1台 セダン等 11台
21	社会福祉法人横浜都筑区社会福祉協議会	R5.4.17	廃止	令和5年3月30日 【理由:事業の廃止】	
22	特定非営利活動法人みなみかぜ	R5.4.19	廃止	令和5年3月30日 【理由:事業所の人員の確保が困難になったため、事業所を廃止したため】	
23	社会福祉法人横浜市瀬谷区社会福祉協議会	R5.4.24	廃止	令和5年3月30日 【理由:事業の廃止】	
24	社会福祉法人横浜市磯子区社会福祉協議会	R5.5.1	廃止	令和5年3月30日 【理由:事業の廃止】	
25	特定非営利活動法人あやめ会	R5.5.1	車両の減車	セダン等 8台(-2台) 【理由:持込運転者の退職(病気療養)のため】	セダン等 10台
26	福祉クラブ生活協同組合	R5.5.17	車両の減車	【ららむーぶ港北】 車いす車 11台 回転シート車 0台(-1台) セダン等 18台 【理由:持込運転者の退職のため】	【ららむーぶ港北】 車いす車 11台 回転シート車 1台 セダン等 18台
27	特定非営利活動法人せや	R5.5.19	車両の種類の変更を伴う車両の入替	車いす車 1台(うち軽1台) セダン等 12台(うち軽3台)	車いす車 1台(うち軽1台) セダン等 12台(うち軽2台)
28	特定非営利活動法人湘南障害児者を守る会 まつぼっくり	R5.5.22	運送の区域の減少	藤沢市、茅ヶ崎市 (横浜市の利用者がいないため、削除)	藤沢市、茅ヶ崎市、横浜市

	法人名称	横浜市への届出日	変更内容	新	旧
29	特定非営利活動法人暮らしサポートの会福ちゃんパワー	R5.5.22	車両の減車 車両の種類の変更を伴う車両の入替	車いす車 6台(うち軽4台) セダン等 5台(うち軽4台)	車いす車 8台(うち軽4台) セダン等 4台(うち軽3台)
30	特定非営利活動法人港南たすけあい心	R5.6.5	法人の代表者の変更	宮古 縁	倉持 友子
31	特定非営利活動法人つばさ福祉の会	R5.6.5	車両の種類の変更を伴う車両の入替	車いす車 3台(所有:2台、持込:1台)	車いす車 3台(所有:1台、持込:2台)

福祉有償移動サービスにおける安全確保の確認について

平成 29 年 11 月から横浜市に登録のある団体へ道路運送法第 94 条 4 の規定に基づき安全確保の確認のため訪問を開始しました。令和 5 年度は実施団体 23 事業所を訪問する予定です。

今回は、令和 5 年 1 月から 5 月までの訪問結果をご報告させていただきます。(10 団体)

福祉有償運送ガイドブックに定められた各種台帳や記録が適正に実施されているかなど大きくわけて 10 項目の視点から確認を行っています。

- ・今回は、令和 5 年度第 1 回運営協議会で、更新申請の対象事業所を中心に訪問しました。全体をとおしては、不備や記載ミスが減少しました。
- ・団体からの聞き取りでは、道路交通法施行規則改正について質問が多くありました。また運転者の確保の難しさ等の話がありました。
- ・「1 名簿の管理」については、個人情報を読める書庫等で管理していなかった団体が 1 件ありました。
- ・「2 車両」に係る確認項目では、変更届（減車）の未提出が 1 件、使用契約書の写しを備えてない団体が 1 件ありました。
- ・「3 安全な運転の確認」に係る確認項目では、「安全な運転のための確認表」では誤った確認方法を行っている団体が 1 件ありました。
- ・「5 運転者台帳」に係る確認事項では、「運転者台帳」の運転者を辞めた日付・理由の未記入が 3 件、健康状態や運転者の要件の記載漏れが 4 件、「運転者証」では、免許証の有効期限及び運転者の要件の未記入が 2 件ありました。
- ・「8 表示・掲示の義務」に係る確認事項では、車両への登録証の写しの未整備が 2 件、車両側面に登録番号の表示がない団体が 1 件ありました。

【参考】確認事項

- 1 名簿の管理について（道路運送法施行規則：第五十一条の二十五）
運送を必要とする理由の確認、旅客の範囲の届出状況、保管方法等の確認を行いました。
- 2 車両について（道路運送法：第七十九条の二三号）
登録台数と現在使用している車両に相違はないか、車両の損害賠償保険の確認、持込車の使用契約書の確認を行いました。
- 3 安全な運転の確認について（道路運送法施行規則：第五十一条の十八）
安全な運送を行っていただくために、運送前に確認すべき事項が実施されているか確認を行いました。
- 4 乗務記録について（道路運送法施行規則：第五十一条の十八）
乗務の開始及び終了の地点、経過地点、乗車距離等必要事項を記載、保管しているか確認を行いました。
- 5 運転者台帳について（道路運送法施行規則：第五十一条の十九）
運転者ごとの記録・必要事項の記載について確認を行いました。
- 6 事故について（道路運送法：第七十九条の十、道路運送法施行規則：第五十一条の二十一）
事故が発生した場合の連絡体制および記録を確認しました。
- 7 苦情について（道路運送法施行規則：第五十一条の二十六）
利用者からの苦情の記録・保管、連絡体制について確認しました。

8 表示・掲示の義務について

(道路運送法施行規則：第五十一条の十九、第五十一条の二十三、第五十一条の二十四)

運送を行う際に運転者証の表示または掲示、標章が車両の両側面に表示されているか等の確認を行いました。

9 料金表について (道路運送法：第七十九条の八、道路運送法施行規則：第五十一条の十四)

料金表の内容が変わっていないか、料金の変更は運営協議会での合意が必要であることを確認しました。

令和5年度第1回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会 行政処分等に係る通知一覧

	実施団体	違反内容	処分等内容	処分等の時期
1	実施団体A	<p>実施団体の運転者が、自動車の種類(セダン等)に応じて、備えなければならない要件を満たしていないにもかかわらず、当該運転者に対し、運転業務をさせていたこと。 (道路運送法施行規則第51条の16第1項第1号、第2号及び第3項第2号、第3号)</p> <p>①運転者A: 中型自動車第2種免許。 セダン等運転者講習未受講。</p>	警告書	令和5年5月12日

【資料 10-2】

行政処分等に係る通知（運転者要件確認の義務違反）について

地域公共交通会議及び運営協議会に関する国土交通省としての考え方について

（国自旅第315号 令和2年11月27日）

地域公共交通会議及び運営協議会の設置並びに運営に関するガイドライン

7. 申請処分後における主宰者の役割

運輸監理部長、運輸支局長、指定都道府県等の長から、会議等で協議した 自家用有償旅客運送者に係る業務の停止又は登録の取消等、行政処分に係る通知を受理した場合にあつては、当該事実を会議等の構成員に周知するとともに、必要に 応じ会議等を開催し対応を協議する等適切な対応を実施するものとする。

処分内容

書面による警告

違反内容

実施団体の運転者が、自動車の種類に応じて、備えなければならぬ要件を満たしていないにもかかわらず、当該運転者に対し、運転業務をさせていたこと。

（道路運送法第施行規則第51条の16第1項第1号、第2号及び第3項第2号、第3号）

<参考>

道路運送法（昭和二十六年六月一日法律第百八十三号）

（輸送の安全及び旅客の利便の確保）

第七十九条の九 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運転者の乗務の管理その他の運行の管理、自家用有償旅客運送自動車への当該自動車である旨の表示その他の旅客に対する適切な情報の提供その他の輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な事項として国土交通省令で定めるものを遵守しなければならない。

道路運送法施行規則（昭和二十六年八月十八日運輸省令第七十五号）

（自家用有償旅客運送自動車の運転者）

第五十一条の十六 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送を行う場合にあつては、道路交通法に規定する第二種運転免許を受けており、かつ、その効力が停止されていない者又は同法に規定する第一種運転免許を受けており、かつ、その効力が過去二年以内において停止されていない者であつて、次に掲げる要件のいずれかを備える者でなければ、その自家用有償旅客運送自動車の運転をさせてはならない。

一 国土交通大臣が認定する講習を修了していること。

二 前号に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。

2 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運転者が死者又は負傷者（自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）第五条第二号、第三号又は第四号に掲げる障害を受けた者をいう。）が生じた事故を引き起こした場合その他輸送の安全が確保されていないと認められる場合には、当該運転者に対して、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）

第三十八条第二項 の適性診断を受けさせなければならない。

3 自家用有償旅客運送者は、福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行う場合にあつては、第一項に規定する要件のほか次に掲げる要件のいずれかを備える運転者を乗務させ、又は次に掲げる要件のいずれかを備える者を乗務させなければならない。

一 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十二条第一項の介護福祉士の登録を受けていること。

二 国土交通大臣が認定する講習を修了していること。

三 前号に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。

「福祉有償運送ガイドブック」

II. 福祉有償運送について

4. 輸送の安全及び旅客の利便の確保

(1) 運転者の要件

運送者は、自動車の種類に応じて、次の要件のいずれかを備える者でなければ、運転をさせてはなりません。

自動車の種類	運転者の要件
①福祉自動車	イ. 第二種運転免許を受けており、その効力が停止されていない者
	ロ. 第一種運転免許を受けており、かつ、その効力が過去2年以内において停止されていない者であつて、次の要件のいずれかを備える者
	i. 国土交通大臣が認定する福祉有償運送運転者講習を修了していること
	ii. (社)全国乗用自動車連合会、(財)全国福祉輸送サービス協会及び(社)シルバーサービス振興会が行うケア輸送サービス従事者研修を修了していること
②セダン型	福祉自動車を運転させる場合の要件に加えて、次の要件のいずれかを備える者（又はいずれかの要件を備える者の乗務）
	イ. 介護福祉士
	ロ. 国土交通大臣が認定するセダン等運転者講習を修了していること
	ハ. ①ロ. ii. の研修を修了していること
	ニ. 訪問介護員など

《留意事項》

○ 運転者の要件

第一種運転免許保有者であつて、「その効力が過去2年以内において停止されていない者」の要件は、地域の実情に応じて、運営協議会において、2年以上に定めることができるとされています。

○ 適性診断を受診しなければならない場合

運送者は、登録後に、死者又は重傷者を生じた事故を惹起した運転者や運転免許停止以上の処分を受けることとなった運転者について、独立行政法人自動車事故対策機構等が実施する適性診断を受診させ、運転免許の停止が解除された後でなければ運転を再開させてはなりません。

○ 運転者の増、減員を行う場合には、運輸支局等への届出は必要ありません。しかし、運転者の要件の確認など、運転者の管理をその都度適切に行う必要があります。

福祉有償移動サービス実施団体の横浜市ホームページへの掲載について

利用を希望される方が、各実施団体（事業所）の情報を把握しやすくすることを目的とし、令和5年4月に団体情報を更新しました。
 また今回、掲載を希望する団体については、事業所ホームページのURLを追加しました。

【参考】（横浜市ホームページ掲載イメージ。掲載法人は一部抜粋）

■横浜市内の福祉有償運送実施団体

法人名	事業所名	所在区	住所	電話	FAX	受入状況	受入要件							受入条件	団体URL
							イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト		
特定非営利活動法人移動サービスアクセス	アクセス	青葉区	横浜市青葉区荏田北3-11-24	(045) 875-5233	(045) 875-3750	調整次第	○	○	○	○	○	×	○	利用を希望される方	http://home_r00.itscom.net/access/
特定非営利活動法人日本アビリティーズ協会	移動サービス・奈良北	青葉区	横浜市青葉区奈良町2913奈良北団地1号楼108号	(080) 3214-3477	(045) 960-1728	受入可能	○	×	○	○	○	○	○	事業所サービス利用者	https://www.abilities.jp/kaigo_iryuu_fukushi_service/lifesupport/idouservice
特定非営利活動法人らいちよう	福祉有償運送移動支援らいちよう	青葉区	横浜市青葉区鶴志田町95-9	(045) 512-1922	(045) 512-1922	受入可能	○	○	○	×	×	×	×	利用を希望される方	
NPO法人かすみそう	NPO法人かすみそう	青葉区	横浜市青葉区奈良町1670番地222	(045) 961-7783	(045) 479-2242	受入困難	○	○	○	×	×	×	×	事業所サービス利用者	
一般社団法人横浜市青葉区医師会	一般社団法人横浜市青葉区医師会	青葉区	横浜市青葉区荏田北3-8-6	(045) 910-5570	なし	調整次第	○	×	×	×	×	×	×	事業所サービス利用者	
特定非営利活動法人いっばい障がい者地域生活サポート会	若葉台事業所のこのこの会	旭区	横浜市旭区若葉台4-13-401	(080) 7430-2836	(045) 922-2007	調整次第	○	×	○	○	○	×	○	利用を希望される方	
特定非営利活動法人たすけあい あさひ	たすけあい あさひ	旭区	横浜市旭区四季美台28-1	(045) 360-0131	(045) 369-0622	調整次第	○	○	○	○	○	×	○	利用を希望される方	http://tasukeaiasahi.or.jp
特定非営利活動法人 たちばな福祉会	NPOたちばな	旭区	横浜市旭区上白根1-33-1	(045) 954-1234	(045) 954-3355	受入困難	○	×	○	○	○	×	×	ケアマネージャー等からの紹介	
特定非営利活動法人あさひ	特定非営利活動法人あさひ	旭区	横浜市旭区若葉台三丁目9番901号	(045) 883-8031	(045) 921-8553	調整次第	○	○	○	○	○	×	○	利用を希望される方	
社会福祉法人湧翠会	ヘルパーステーションにじいろ	旭区	横浜市旭区東希望が丘236-4 第3種ビル302	(045) 362-6661	(045) 362-6677	調整次第	×	×	○	×	×	×	×	利用を希望される方	
一般社団法人あおばの虹	ヘルパーステーションあさざら	旭区	横浜市旭区鶴ヶ峰2-9-9第2大幸ビル1F	(045) 744-7436	(045) 744-7436	調整次第	×	×	○	×	×	×	×	利用を希望される方	
特定非営利活動法人障害福祉支援もえぎ	鶴ヶ峰もえぎ	旭区	横浜市旭区今川町60-1	(045) 442-4801	(045) 442-4802	受入困難	×	×	○	×	×	×	×	事業所サービス利用者	
一般社団法人笑楽	移動サービス笑楽	旭区	横浜市旭区上川井町2168番地3	(045) 299-1588	(045) 951-5922	調整次第	○	×	○	○	×	×	×	利用を希望される方	
社会福祉法人たすけあい泉	暮らしのデザインセンター移送サービスゆめ	泉区	横浜市泉区中田南3-24-9	(045) 803-1666	(045) 800-3040	受入可能	○	○	○	○	○	×	×	利用を希望される方	https://tasukeai-izumi.net/sp/yume.html
社会福祉法人誠幸会	社会福祉法人誠幸会	泉区	横浜市泉区上飯田町2083-1	(045) 800-1800	(045) 800-1811	受入困難	×	×	×	○	○	×	×	ケアマネージャー等からの紹介	
特定非営利活動法人だんだんの樹	特定非営利活動法人だんだんの樹	泉区	横浜市泉区弥生台27-2	(045) 815-2516	(045) 392-7475	受入困難	○	○	×	○	○	×	×	事業所サービス利用者	
特定非営利活動法人ライフサポート横浜	ライフサポート横浜	泉区	横浜市泉区弥生台67-2	(045) 810-3930	(045) 810-3931	受入可能	○	×	○	○	○	×	×	利用を希望される方	
福祉クラブ生活協同組合	ららむーぶ磯子	磯子区	横浜市磯子区磯子2-8-13	(045) 752-3001	(045) 753-2956	調整次第	○	○	○	○	○	×	○	利用を希望される方	https://www.fukushi-club.net/service/fukushi-kaigo/idou/
特定非営利活動法人つむぎ会	つむぎ会	磯子区	横浜市磯子区洋光台6-4-10	(090) 7206-4321	なし	受入可能	○	○	○	○	○	×	×	利用を希望される方	
福祉クラブ生活協同組合	ららむーぶ神奈川	神奈川区	横浜市神奈川区菅田町1781-1（リアンかながわ内）	(045) 534-9978	(045) 534-9974	調整次第	○	○	○	○	○	×	○	利用を希望される方	http://lalalove.sakura.ne.jp/index.html
特定非営利活動法人つばさ福祉の会	つばさ福祉の会	神奈川区	横浜市神奈川区羽沢南3-34-29	(045) 381-5652	(045) 744-6244	受入可能	○	×	○	○	○	×	×	利用を希望される方	http://www.tsubasa-care.jp/taxi.html
福祉クラブ生活協同組合	ららむーぶ金沢	金沢区	横浜市金沢区釜利谷東2-10-5バイクレスト1号館501号室	(045) 701-2411	(045) 782-2439	受入可能	○	○	○	○	○	×	○	利用を希望される方	https://www.fukushi-club.net/service/fukushi-kaigo/idou/
特定非営利活動法人守の会	介護福祉サービス守の会	金沢区	横浜市金沢区寺前1-8-6ライオンズマンション金沢文庫第2-102	(045) 701-5003	(045) 370-7468	調整次第	○	○	○	○	○	×	○	利用を希望される方	http://www.morinokai.yokohama/blog/
特定非営利活動法人ワークーズ・コレクティブ オーリーブ	たすけあい はんど	金沢区	横浜市金沢区柳町3-16	(045) 782-1038	(045) 782-1046	受入困難	×	×	×	○	○	×	×	事業所サービス利用者	
特定非営利活動法人すずらん	特定非営利活動法人すずらん	金沢区	横浜市金沢区朝比奈町245番地サンハイツ金井A棟	(045) 374-5514	(045) 374-5524	調整次第	○	○	○	○	×	×	○	ケアマネージャー等からの紹介	
特定非営利活動法人NPO湘南クリエイティブサービス	NPO湘南クリエイティブサービス八景事業所	金沢区	横浜市金沢区瀬戸3-54 泉ビル2F	(045) 367-8852	(045) 367-8502	令和5年5月頃～	○	×	○	×	×	×	×	事業所サービス利用者	

新規追加項目

【資料12】

令和4年度第3回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会議事録

日 時	令和5年1月13日（金）13時30分～16時00分
開催場所	横浜市役所 18階会議室（みなと1・2・3）
出席者	梅原委員、熊坂委員、白石委員、服部委員、西尾委員、鈴木委員、靱山委員、内田委員、高野委員、山野上委員、日下様（三橋委員代理）
欠席者	門谷委員、藤井委員、水野委員、井汲委員
開催形態	公開（傍聴者2名）
議 題	<p>1 開会</p> <p>2 協議事項</p> <p>（1）道路運送法第79条新規登録申請に係る協議（1団体）</p> <p>（2）道路運送法第79条登録団体の変更登録申請に係る協議（1団体）</p> <p>（3）道路運送法第79条登録団体の運賃変更に係る協議（3団体）</p> <p>（4）道路運送法第79条登録団体の更新登録申請に係る協議（12団体）</p> <p>6 報告事項</p> <p>（1）道路運送法第79条登録団体の変更報告について</p> <p>（2）福祉有償移動サービスにおける安全確保の確認について</p> <p>（3）令和4年度第2回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会議事録</p>
決定事項	<p>決定事項</p> <p>・協議事項(1)から(4)までについて合意</p>
議 事	<p>1 開会</p> <p>2 協議事項</p> <p>（1）道路運送法第79条新規登録申請に係る協議（1団体）</p> <p>（西尾会長）新規申請団体について説明があったが、いかがか。</p> <p>（委員）異議なし。</p> <p>（2）道路運送法第79条登録団体の変更登録申請に係る協議（1団体）</p> <p>（西尾会長）更新対象の団体が、併せて変更登録申請（旅客の範囲の拡大）があった。今回は、【ハ】知的障害者の方の運送を今後行っていきたい、ということだが、いかがか。</p> <p>（委員）異議なし。</p> <p>（3）道路運送法第79条登録団体の運賃変更に係る協議（3団体）</p> <p>（熊坂委員）資料4-1 特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブふれあい都筑の遠方料金の変更について、参考までに伺いたい。変更料金は現行料金の倍になるが、この金額が他の団体と比べてどうなのか。</p> <p>（事務局）遠方料金を設定している団体は、現在4団体ある。片道25km以上の場合、一律1,000円という内容が多く、10kmを超える場合が500円を設定している団体もある。</p> <p>（白石委員）前回から協議をしている車いす使用料が、今回も申請されているが、</p>

このまま協議を調えるのか。

(事務局) 前回の協議会で、車いす対応料については意見があったので、団体にはその内容を伝えた。その意見を踏まえて、団体が検討し、改めて料金変更案を提出された。前回の内容は、介助料として「車いす介助料：別途250円/回」としていたが、今回の料金変更案では、介助料は変更しないことになっている。前回議論をした「車椅子介助料」については、団体を取り下げている。

(西尾会長) この「車いす使用料」というのは、団体が所有している車いすを使う場合（貸し出す場合）という意味で、この貸出料については変わらない。前回この場に出た意見は、団体に伝え、その部分については団体を取り下げた。

(白石委員) 車いす使用料ということは、利用者が準備をすれば、この使用料はかからないという認識で良いか。

(事務局) その通り。

(神奈川運輸支局) 資料4-3 特定非営利活動法人移動サービスアクセスの区外遠方料金というのは、団体所在地である青葉区のことか。

(事務局) その通り。青葉区外という意味であると聞いている。

(神奈川運輸支局) 了解した。

(西尾会長) その他、意見等あるか。特に意見等なければ、この3団体については、協議が調ったということによろしいか。

(委員) 異議なし。

(4) 道路運送法第79条登録団体の更新登録申請に係る協議 (12団体)

(白石委員) 基本的な質問だが、横浜市身体障害者連合会が加盟する横浜市障害者社会参加推進センターが運営するハンディキャブに依頼した場合、乗車することは出来るが、特にマンションの場合、運転者が運転席から降りて、マンションの中まで来て出かける準備を手伝うことができない。福祉有償移動サービスの場合は可能か。

(西尾会長) 横浜市障害者社会参加推進センターが運営するハンディキャブ事業の乗降の際の対応について説明があったが、福祉有償運送の場合はどうなのか、という質問であった。

(白石委員) 乗降はできるが、ドライバーが車から離れ、マンションの中まで介助ができないことになっている。福祉有償運送の場合はどうか。

(事務局) 福祉有償運送の場合は、ドライバーが玄関から介助（付き添って）乗降し、送迎しているため、部屋の中までの介助については、団体にごとの対応による。

(白石委員) 団体によって違うということか。

(事務局) 「玄関からの介助」という点では、福祉有償運送の団体は基本的には対応していると思う。家の中に入るという点については、団体ごとの対応による。

(白石委員) 一番困るのは、マンションに入る場合で、部屋の中での介助を頼むことがなかなか出来ない状態である。(福祉有償運送では) ドライバー

が車を離れて、マンションのドアの前までの介助ということで良いか。

(事務局) その通り。

(西尾会長) ドライバーが玄関口まで行かない場合や、介助者を添乗させ、その人が介助する場合等、団体によってはいろいろあると思う。その他、更新登録申請について、質問等あるか。質問等ないようであれば、この12団体の更新登録申請については、協議が調ったということでよろしいか。

(委員) 異議なし。

6 報告事項

(1) 道路運送法第79条登録団体の変更報告について

(西尾会長) 8団体から軽微な変更届が提出されたと報告があった。質問等あるか。

(委員) 特になし。

(2) 福祉有償移動サービスにおける安全確保の確認について

(西尾会長) 安全確保の確認について、5団体へ訪問結果の報告があった。ガソリン代の高騰や運転者の確保の難しさという課題があることが分かった。質問等あるか。

(委員) 特になし。

(3) 令和4年度第2回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会議事録

(西尾会長) 議事録については、確認して欲しい。協議事項・報告事項については以上になるが、ほかに情報提供等あるか。

(白石委員) 前回の協議会で、看護師の付添料金と介護士の付添料金が違う協議があったと思うが、それはどうなったのか。

(事務局) 前回の新規申請の話だと思うが、前回の協議会で協議が調っている。

(白石委員) 問題提起しておく。

(事務局) 意見は承る。

(山野上委員) 直接、協議会とは関係ないが、今回の変更報告に2区の社会福祉協議会が廃止すると報告があった。廃止届を出していない区の社会福祉協議会は、3月末の時点で有効期限となる。市民にとっては、大きな送迎団体がなくなるということだ。今回の廃止理由として、「車両の廃車及び人材確保が困難なため」とあるが、車両の維持や人材の確保の難しさという状況は、現在実施している他の団体も同じ状況にあることを理解し、支えていただきたい。

(西尾会長) 各区の社会福祉協議会で実施している福祉有償運送が、有効期限満了の形で更新をしないということだ。今回の協議会の資料には載っていないため、情報提供があった。

(白石委員) ガソリン代の高騰により、利用料金があがっているということですが、どのくらいの割合で影響が出ているのか。

(西尾会長) ガソリン代の高騰が、実施団体の経営にどのくらい影響しているかということか。

(白石委員) その通り。

(事務局) 団体の訪問時や書類提出時に、団体の状況の聞き取りをしている。実施団体もギリギリまで団体内でやり繰りし、やむを得ず料金変更していると思う。特に障害者へ移動サービスを提供しているような団体は、もともとの料金を低く設定しているため厳しいのではないかと思う。統計的なものはないため、所感になる。

(西尾会長) 情報共有と問題提起があった。これらのことを分析、検討することも必要であると思った。

(終了)